
令和5年 第1回(定例)南部町議会会議録(第4日)

令和5年3月7日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和5年3月7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(14名)

1番 埜田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 田子勝利君 書記 杉谷元宏君

書記 荊 尾 雅 之君
書記 赤 井 沙 樹君
書記 角 田 亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 土 江 一 史君
教育長 福 田 範 史君 病院事業管理者 足 立 正 久君
総務課長 大 塚 壮君 総務課課長補佐 石 谷 麻衣子君
企画政策課長 田 村 誠君 デジタル推進課長 美 甘 哲 也君
防災監 田 中 光 弘君 町民生活課長 渡 邊 悦 朗君
子育て支援課長 芝 田 卓 巳君 教育次長 岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長 水 嶋 志都子君 病院事務部長 山 口 俊 司君
健康福祉課長 前 田 かおり君 福祉事務所長 泉 潤 哉君
建設課長 岡 田 光 政君 産業課長 藤 原 宰君
監査委員 仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

12 番、亀尾共三君、13 番、真壁容子君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、昨日6日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、9番、仲田司朗君の質問を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 皆さん、おはようございます。2日目のトップバッターでございます、9番、仲田司朗でございます。議長のお許しを得ましたので、通告どおり西伯病院の今後の経営方針についてと、発達障がいの可能性のある児童生徒の教育指導について質問させていただきます。

厚生労働省は、公立病院は地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いている。

持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、医療確保等を進めつつ、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点を持って、公立病院の経営を強化していくことが重要であると、公立病院の経営強化を打ち出しています。

西伯病院では、昨年12月16日に開催された西伯病院のあり方協議会で、病院の現状や課題、今後の方針について協議されましたので、以下のことについて質問させていただきます。

1つ目、令和4年度、今年度でございますが、病院経営の状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

2番目、そして課題は、その解決策はあるのでしょうか。

3番目、介護療養病床から介護医療院に転換するという話でございますが、これのメリットと今後のタイムスケジュールについてお伺いします。

4番目、西伯病院の周辺には介護施設が少ないが、今後、介護施設を建設する予定があるのでしょうか。例えばサービス付高齢者向け住宅あるいは老健施設等でございます。

5番目、地域包括ケアシステムを構築する重要な地域の病院として、在宅医療に力を入れていく考えはあるのでしょうか。

以上、5点であります。

続きまして、発達障がいの可能性のある児童生徒の教育指導についてであります。

通常学級に通う公立小・中学校の児童生徒の8.8％に発達障がいがあると、文部科学

省の調査で明らかになりました。35人学級なら、1クラスに約3人が読み書き計算や対人関係などに困難があると見られています。文部科学省は、特別支援教育の知識がある教員が少なく、適切な支援ができていない可能性があるとしています。このことを受けて、当南部町の実態について、以下のとおり質問するものでございます。

1つ、当町の児童生徒の実態についてお伺いします。

2番目、学校内での支援体制はどのようにしておられるのでしょうか。

3番目、学校外での支援体制はどのようになっているのでしょうか。例えば放課後児童クラブなどでございます。

4番目、地域での取組はどのようにしたいと思っておられるのでしょうか。これは、やっぱり子供は地域の宝であるということから、地域で守り育てていかなければいけないということから、こういう取組はどうされているのかということを書いたものでございます。

以上、4点の質問といたしますので、御答弁をお願いします。壇上からの質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、仲田議員の御質問にお答えしてまいります。

私からは、西伯病院の周辺には介護施設が少ないが、今後、介護施設を建設する予定があるのかと、発達障がいの可能性のある児童生徒の教育指導についての学校外での支援、放課後児童クラブ等についてのお答えをしております。その他は、病院事業管理者と教育長のほうから答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、介護施設を建設する予定があるのかについてでございますが、介護保険制度につきましては、鳥取県及び南部箕蚊屋広域連合において、それぞれ第8期介護保険事業計画を策定しており、その中で介護施設の整備計画を行います。現在の8期計画は、令和5年度までの計画となっておりますが、鳥取県、南部箕蚊屋広域連合において、介護施設の施設整備を行う予定は現在のところございません。また、近年は民間が整備するサービス付高齢者向け住宅や、住宅型の有料老人ホームなどの施設が増えてきていますが、南部町内での建設予定については把握しておりません。

次に、発達障がいの可能性の児童生徒のことについて、学校外での支援体制はどのようになっているのかについてお答えしてまいります。

南部町の放課後児童クラブについて申しますと、各学級には鳥取県の研修を終了した認定支援

員の資格を持った職員を配置し、児童12名から15名に対して支援員1名、障がい児1名に対して支援員1名、これは手帳、診断書、持参の方に対しては1名に対して1名ということのよう
でございます。配慮が必要な児童3名に対して支援員1名程度以上の配置を行っています。また、
職員は、毎年県の主催する研修会のほか各種研修会に参加していただいております、その中で障がい
のある児童への対応についても学んでいるところでございます。

また、児童館においては、南部町の運営方針として18歳未満の全ての子供を対象とし、遊び
及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子供を心身ともに健やかに育成することを目
的と定めております。法勝寺及び宮前の児童館には、認定支援員の資格を持った職員が常駐し、
子供たちに接しています。毎年研修を受けるようにしており、その中で特別に支援が必要な児童
に対する対応についても学んでいます。自由来館のため、様々な個性のある子供たちが利用して
いると承知しておるところでございます。

私からは以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） おはようございます。私からは、西伯病院の今後の経営方針
について何点か質問をいただきましたので、御答弁を申し上げます。

最初に、令和4年度の経営状況はどうなっているのかという点でございます。長引く新型コロ
ナウイルス感染症の影響による受診控えや人口減少といった構造的な要因により、患者数の減少
傾向は続き、病院事業の柱である医業収益の増加が見込めない状況が続いております。加えて、
昨今の電気料金、諸物価の高騰、令和3年度に更新を行った電子カルテシステムの減価償却が始
まるといったようなこともございまして、医業費用が非常に増加してまいっております。そうい
ったことから、非常に厳しい経営状況となっているところでございます。

令和4年度の決算見込みは、こうした経営状況を踏まえ、経常収支が大きく赤字となる見込み
となっております。また、経営の安定性を見る指標でもある流動比率が100%を下回っており、
依然、短期的な債務支払い能力がない状態が続いており、早急な収支改善が必要だと考えている
ところでございます。

次に、こうしたことに対する課題として、その解決策があるのかというお尋ねをいただきまし
た。中小の公立病院を取り巻く状況は依然厳しく、医師の確保、その他、病院単独や開設者であ
る町の努力だけでは到底解決が難しい状況にあります。独立採算が基本でありますので、公営企
業である西伯病院は、経営の安定化に向けて経営戦略を持って取り組んでいく必要があると承知
してるところでございます。私が西伯病院の事業管理者を拝命して、間もなく1年になろうとし

ております。私が考える経営方針の柱として、次の3点が大事な点であるというふうに考えておりますので、そのことについて少し触れさせていただきたいと思っております。

1つは、資金管理についてであります。人口減少に伴う医業収益の減少に加え、建物の老朽化等に伴う更新費用が増えていくことが予想されております。今後、一層計画的な資金運用が必要となります。職員に対しては経営状態の見える化を推し進め、現金を減らさずにためていくといったメッセージを発信し続け、危機意識や経営マインドを高めていきたいというふうに思っているところでございます。

2つ目は、経営マネジメントであります。病院経営においても企業経営同様に、いわゆるヒト・モノ・カネ、そして情報という4つの経営資源を意識して運営をしていかなければなりません。医療機器や施設設備といったもの、物の購入に必要な金、経営を分析し戦略につなげていく情報、この情報には情報発信力といった部分と情報集積分析力といった2つの面もあると考えています。そして、これらを動かすのは、医師、看護師、コメディカル、事務スタッフなどの人です。こうした資源を最大限に活用しながら経営基盤を強化してまいりたいと考えております。特に、収入増対策、費用削減対策については、喫緊のテーマとして取組を進めていくこととしております。

3つ目は、マーケティングについてであります。最終的には、公立病院は地域の方から信頼を獲得することが重要です。そのためには、西伯病院に足を運んでもらう仕掛けが必要となります。先般、各地域振興協議会から参画をいただき、モニター会議を立ち上げをさせていただきました。今後、こうした意見も踏まえ、町民目線の意見を生かしながら地域と病院がつながり、地域と病院が元気になるための取組を進めてまいりたいと考えております。

さて、議員からお尋ねのありました経営の課題についてですが、患者数が増加しないなど個々の問題はありますけれども、一番大きな課題としては、やはりこうした状況になってくることの要因分析と対応策の検討が不十分であったこと、また、対応策が病院内で共有されてなかったことだろうと私は考えているところでございます。

お話のありましたように、昨年3月に総務省は、公立病院の経営強化に向けて持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを発出しました。そして、自治体に公立病院の経営強化プランの策定を求めてまいりました。西伯病院においては、このガイドラインを踏まえ中長期の経営戦略計画を策定し、現在パブリックコメントをしているところであります。このプランでは、西伯病院を取り巻く環境を分析した上で、西伯病院の地域包括ケアシステム構築に向けた果たすべき役割と今後の取組、数値目標を取りまとめております。今後はこのプランに基づき、職員一丸となって経営強化の取組を進めていきたいと思っております。

経営健全化のための解決策として、喫緊の課題として申し上げた2つのテーマについて、その取組の幾つかを御紹介申し上げたいと思います。

収益の増加策につきましては、1つは他の病院との役割分担や診療所との連携を強化し、紹介による入院患者数の増加を図っていくこと、いわゆる連携の強化についてであります。2つ目としては、経営アドバイザー等の支援を受けながら施設基準の取得や診療報酬の最適化を行い、収益の増加を図ってまいります。いわゆる落ち穂拾いという戦略に該当するものであります。3つ目は、未収金防止及び徴収対策を着実にを行い、未収金の縮減を図っていくということでございます。

費用の削減策としては、1つは薬品、診療材料について価格交渉を強化し、特に薬剤師については、低価格な後発医薬品への切替えをさらに推し進め、費用の削減を図ってまいります。2つ目として、経費については、複数年契約等の有利な契約方法の検討や契約内容の見直しなどを行い、委託費、その他の経費の削減を図っていくこととしております。3つ目として、施設の老朽化に伴う修繕費や補修料、保守経費の増加が見られているところであります。また、医療機器における保守管理の委託費も高額となってきています。今後は、保守の必要性の精査もするとともに、他病院での事例も参考に、保守経費の適正化を図ってまいりたいと考えているところです。4つ目として、費用の大きなウエートを占めております人件費については、時間外勤務に対する職員の意識改革を進めるとともに、業務フローの標準化を図り、業務効率化を図るなど、時間外勤務手当の削減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたプランの目標を確実に達成するためには、個別具体の戦略を実行計画、いわゆるアクションプランに落とし込み、PDCAサイクルで管理していく必要があります。課題ごとに推進責任者を置くなど、効果的なプランの推進体制を整備します。また、病院単独の努力だけでは難しい状況がございますので、収益増加策、費用削減策、組織改革等、こうした短期的な経営改善だけでは改善されない、解決できない課題、懸案については、開設者である町長と密に協議をしながらしっかりとかじ取りをしてまいりたいと考えているところであります。

3つ目の御質問としていただきました、介護療養病床から介護医療院への転換についてのメリットと今後のスケジュールについてのお尋ねがございました。令和6年3月に設置期限を迎える介護療養病床について新たに作成する経営強化プランの中で、介護医療院への転換を進めると記載したところでございます。今後、独居や高齢者のみ世帯が増加し、在宅でのみとりや介護が困難な住民の方々が増えてくるという予想がされております。町内に住まいと生活を医療が支える介護医療院が新たに整備されることは、地域包括ケアシステムを推進する上で重要な要素である

と考えているところです。介護医療院への転換のメリットは、やはり町民の皆さんにとって、町内に不足していると思われる住まい機能を持った施設が病院の中にできるという安心感が得られること、また、病院にとっては、利用者の増加による収入増が見込めるといったことが上げられます。一方で、医療病床で亡くなるということにより、交付税措置が受けられなくなるという経営面からの影響が少なからずあるところでもあります。この点については引き続き、町との協議を進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールですが、介護医療院の整備について、開設者である町長との合意が得られたならば、補正予算で療養室のプライバシー配慮などのための改修費を議会にお願いをさせていただき、令和5年度中に介護医療院への転換を図りたいと考えてるところです。

最後に、地域包括ケアシステムを構築する重要な地域の病院として、在宅医療に力を入れていく考えがあるのかといったお尋ねにお答えをさせていただきます。先ほども触れましたが、6月議会でも申し上げましたように、今後、独居高齢者、認知症高齢者等が急速に増加し家族介護力の低下する中で、西伯病院は南部町の地域包括ケアシステムを支える中核として、在宅生活を支える役割を果たしていかなければなりません。在宅医療は、患者が地域で最後まで自分らしく生活していくための最終的なとりでとも言えます。需要の増加が予想される在宅医療ですが、西伯病院では以前から地域包括ケア病床を整備しており、急性期を経過したが引き続き入院の必要な患者の受入れや、在宅で症状が急性増悪した患者の受入れを行い、在宅復帰を支援してるところであります。また、これまでから多職種による退院前カンファレンス、退院前、退院後の自宅訪問の実施など、退院後の生活を見据えた支援にも力を入れてきたところでございます。

西伯病院では、在宅で療養できる体制の支援として、リハビリテーションスタッフが医師の指示の下、患者を訪問する訪問リハビリテーションや訪問看護、通所リハビリテーションなどのサービスも実施しています。訪問看護については、西伯病院だけでなく診療所からも依頼が多く、利用者は年々増加傾向にあります。また、訪問リハビリテーションについては、今後口腔機能の維持向上に向けた介入なども充実を図ってまいりたいと考えてるところです。

訪問診療については西伯病院でも実施しておりますが、基本的には地域の診療所の先生方が中心となって、往診や在宅療養支援診療所としての訪問診療をされておられる現状にあります。入院機能を持つ西伯病院は、その連携医療機関として後方支援を行ってるところです。診療所との連携を密にするとともに、在宅医療を強化する体制として、在宅療養支援病院の施設基準の取得を検討するなど、在宅医療への取組を充実強化してまいりたいと考えてるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、発達障がいの可能性のある児童生徒の指導について、4点御質問いただきました3点について答弁してまいります。

まず、1点目の当町の児童生徒の実態はどうかについてお答えしてまいります。議員が御質問の中でおっしゃったように、昨年12月、文部科学省から、公立小・中学校の通常学級で発達障がいと推定される児童生徒の割合が8.8%であったとの調査結果が発表されました。本町におきましては、それとほぼ同じ、約8.75%と把握しております。なお、この数値は医療機関を受診し、医療の診断、診察、助言によるものです。また、小学校が10.2%、全国では10.4%です。中学生が6.0%、全国では5.6%、全国の傾向と同じように、学年が進むにつれてその割合は減少しています。

次に、2点目の学校内での支援体制はどのようにしているのかについてお答えしてまいります。学校におきましては、児童生徒の障がいの状態やニーズを把握し、専門的な助言も受けながら、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、適切できめ細やかな指導や支援ができるようにしております。そのために、全校に特別支援教育主任を指名し、児童生徒の実態把握や情報の整理、支援の検討などを行う校内委員会の運営に努め、子供たちに支援が届く実態につなげています。

また、発達障がいを対象とした通級指導教室の設置を県教育委員会に強く要望し、平成24年度に西伯小学校を拠点として開設し、現在まで継続して設置してまいりました。通級指導教室で、毎年20名弱の児童が実態や特性に応じた個別の指導を受けております。これまでも、本町での増員の要望を重ねてまいりましたが、現在、西部地区では15教室の開設にとどまっており、増設は難しい状況です。

一方、町単独の施策として、学習支援員を全校に合計7名配置することに御理解をいただいております。学習支援員は、学級での一斉指導に入り込んだり、内容によっては別室で個別に応じたり、対象児童生徒の実態に応じたきめ細やかな支援、指導を行っており、その効果と必要性の高さは実証されているところです。

最後に、4点目の地域での取組はどのようにしたいと思っているのかについてお答えしてまいります。発達障がいのある児童生徒は、強いこだわりや衝動性、対人関係を調整することの苦手さがあるなど、それぞれに特性があることから、まず、地域の皆様には、その個々の特性を理解いただくことが大切と考えます。そのために、地域や保護者の方々に学校運営に参画いただいているコミュニティ・スクールの取組を通じて、発達障がいのあるなしにかかわらず、子供たちと地域の方々との触れ合いの機会を増やしていきたいと考えております。

また、発達障がいを含め、特別な支援を要する児童生徒の放課後の居場所としては、放課後児童クラブや放課後等デイサービスが想定されることから、それぞれを所管する子育て支援課、福祉事務所と連携し、保護者の方に適切な情報提供を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君の再質問を許します。

仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうも御答弁ありがとうございました。何分ちょっと声がかれておりますので、御承知いただきたいと思っておりますけれども、まず、西伯病院のほうからさせていただきたいと思っております。

先ほど管理者のほうから、4年度の経営状況なり、あるいはそれについて課題等をお話をいただきました。その中で私が気がついたのは、今までもこういうあり方協議会を踏まえた中で、5か年計画ということで国のほうに出される中で、計画書を前期も出されていたと思っております。その中で、反省の中にもありましたけれども、細かく分析されてないところがありました。なぜかという、例えば入院患者数が減ってきてる、あるいは外来患者数が減ってもそれは仕方ないのかなというような、あるいはいろんなすべがなかったわけではないと思うんですけれども、コンサルタントに入りながらも同じような状況で推移してる。そして、実際としては大きな赤字が出て、累積赤字になってきているという状況でありました。私は、黒字にしろさいというわけではないんですけれども、プラマイ・ゼロになるような方向での経営状況というのが、私は一番、特に公営企業っていうのはベターではないかと思うんです。そのためにも、もう少しいろんなところが細部にわたって精査しなければいけないかと思うんですが、先ほど管理者のほうでは、そういうことを踏まえた中で経営の問題で収益の問題、それから経費の問題について、先ほどお話をされたわけでございますけれども、今までの、3年度はコロナの関係もあって黒字化になったわけでございますけれども、どうしても赤字体質というのは今でも変わらないわけでございます。そういう状況の中で、ふだんから経営の在り方を見てはおられると思えますし、毎月の町のほうで例月監査があったりするわけでございますから、そのところでいろんな御指摘があったと思うんですけれども、一つ一つの個別事象ではなくて、全体的に特にボーナス期が6月にあるときには交付税とかそういうものが入ってこないの、資金繰りが大変というような状況も出てきたりはするわけでございます。そういう状況の中で、今後の対応策の課題の中に経費の縮減だとか、あるいは収益の上げ方というのは話がありましたけれども、すぐには改善できないと思うんですが、その辺についてはどのような考え方を今後されようとしてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。先ほども改善の方向性ということで、取組の内容も少し申し上げさせていただきました。議員おっしゃるように、すぐ答えが出ないものもあろうと思います。ただ、収益の見直しであるとか経費の削減といったようなところについては、まだ実際には手がついてないところがありますので、そういう意味では、幾つか今回の当初予算の中でも収益アップの要因というものを盛り込ませていただいておりますけれども、できるものとできないもの、長期かかるものというのが確かにあると思いますので、できるものから取りかかって収益の向上に努めていきたいと思っておりますし、削減できるものは削減していく、先ほど言いました契約の在り方というようなところも、新年度の契約に向けて取組を進めていくという形で、効果が出るようなことにしていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。私も以前、ちょっと病院に在籍した経過がございまして、昔々の話でございますので、今の現状とは違うわけでございますけれども、赤字だから経営がちゃんとしてないんじゃないかということをよく言われる方もございます。実質的には赤字なんだけれども、それは診療報酬が1か月遅れで入ってくる、そういう格好での回転をしているという状況で、普通の施設とはちょっと病院は違う経営の在り方があるわけでございますので、あまり悲観されなくてよいとは思いますが、ただ、先ほど言いましたように累積がどんどん出てくると、お金が、先ほども資金の問題がありましたけど、手持ちがないために何もできない、新たな大きな施設をしようと思っても、どうしてもそこには手持ちがないから、じゃあ、役場の町長部局のほうから何とかお金を出してくださいというような話になってくるわけで、そうすると、初めはよくても、どんどんどんそれが蓄積してしまうと体力がもたなくなってくる。一部には、大学病院のように公営企業でも新たな制度を変えていこうじゃないかという動きが出てくるかもしれませんが、そういう方向性っていうのはあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 大学病院といった経営の在り方というところだと思いますけれども、現在、公営企業の在り方としては、公営企業法の一部適用、今の西伯病院のような全部適用といったところ、それから、実際には独立行政法人といった経営手法といったところが想定されてるところでありますけれども、それぞれに一長一短あって、大学みたいに国立から一つの大学法人という形になって、経営の自由度が高まってきたというところはありますけれども、本当に独立採算でやっていかないといけないというような状況もありますし、私ども西伯病院であれば、

全部適用ということで、ある程度病院の自主性は維持しながら開設者である町からの経費の支援、繰出金といったものも受け入れているというような状況もありますし、ちょっと一長一短ですぐにどれがいいのかといったところはありませんけども、いずれにしても公営企業の理念としては、独立採算ということが第一でございますので、そういったことで赤字を出さない、赤字を出さないというか経常収支を黒にしていこうという運営形態を常に模索していかないといけないというふうに思っているところです。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。今までの決算の数字を見させていただくと、医業外収益の中で実際の人件費部分を見ますと、人件費部分が大体75%か80%近くまで上乗せ、その差額、25か30%の間で事業を展開するというような状況で、すごく人件費が肥大化しているという状況で、これが赤字体質の一つの原因にもなっていく。かといって人件費をカットせいでいいものではないと思います。そのために医業外収益というもののの中に繰入金が入ってきたりとか、そういうものが補填が交付税のものが入ってくるわけでございますけれども、基本的には肥大化すればするほど、そういうどうしても人件費比率が上がってくるという状況の中での様子ですので、これは赤字だからやむを得んじゃなくて、そういう状況の中ですので、ある程度、行政の町長部局のほうからも補填するような方向性っていうのが今後は出てくるのではないかと私、思うんですが、これは一長一短で今決めるものではないんですが、そういう方向性も必要になってくる。これはなぜかという、やっぱり地域包括ケアの中で、西伯病院が基本となって病院を維持していく、そしてそれを町の核となるというためには、やっぱりそういうこともなってくるのではないかなと。私はその方向性が必要じゃないかなと思うんですが、その辺は管理者としてはそれはいいことだと思われるし、町長部局のほうからすると、まだそういうわけにはいかんというようなことの、やっぱり所管のいろんな立場というのがあろうと思いますけれども、やっぱり経営というのは生き物でございます。今回のコロナなんかにしても、たまたま国のほうからああいう格好で国費が入ってきたから、その分がベッド数に比例して黒になったという格好になりますけれども、なかなかそういう状況がいつも続くわけではございません。ですから、先ほども管理者が言われるように、独立採算で経営ができるようなやり方というのが、公営企業法の中で取れるようなやり方っていうのが今後出てくるんじゃないかなということから、こういうお話をさせていただいたところですが、それについて管理者のほうでは、もう少し具体的にはどのような考えをしとられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（景山 浩君） あの仲田議員、管理者に聞かれますか、町長ではなくて。

○議員（9番 仲田 司朗君） 町長がいいです。すみません、管理者は言いにくいところがありますので、町長のほうからひとつお話をいただけたらと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。お答えをいたします。医業費用と医業収益のバランスが取れていないことが、今の御議論の中の根幹だろうと思っています。24億円の医業費用に対して医業収益が上がらない部分を、これから先々町の財源、または、これまでは大きく占めてきましたけれども、交付税を使いながら支えるということがこれからできるのかできないのかということは私も分かりません。とにかく全国の地方病院と力を合わせて、全体の中で公立病院、特に地方に集中する公立病院の存在意義というものの方が地方の大きな力になっています。利益を上げてるのは大型な病院で、その大きな病院は都市部に集中しています。コロナで大きな収益を上げて、数兆円ものお金が多く入り込んだのもやはり中央の大きな病院でした。それと、疲弊し切った地方の中で病院経営をすることの難しさというのは、議員もおっしゃってるとおり非常に難しいことだろうと思っています。その中で、先ほどから出てますような病院経営という視点の中で、どういう手法、いろいろな手法が確かにありますけれども、どれを取ったところで厳しく難しい、こういうときにはやはり原点に戻って、何のために昭和26年にこの病院を鳥取県の西部、弓浜半島まで西伯郡と言われた時代にその冠を取って西伯病院という名前をつけたのか、旧西伯町が旧村が合併して西伯町になる以前、西伯郡の名前をつけて西伯病院という名前をつけた、大國村の中にありながら、法勝寺や大國、天津村が一緒になって西伯病院という名前をつけたその意義にもう一度立ち返って、地域のために必要な病院の在り方を探らなければいけない、そういう時期に来てるとしています。

町のやることについては、もちろん応援することだとは思いますが、金銭面ばかりではなくて、もっと皆さんの健康や、それからふだん使いの病院としての在り方であったり、そういうものに対しての支援というものは惜しむことはないという具合に思っておりますので、これからの西伯病院のさらなる頑張りに期待をしたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。なかなか言えないところもありますけれども、病院の抱えてる問題っていうのはこれからずっと続きますので、今、今日、私が質問したから終わるもんでございません。同じような質問が何回もいろんな方から出てくるんじゃないかと思いますが、ただ一つ言えるのは、西伯病院に町民の皆さんがどの程度受診されてるのかということなんです。例えば1万300人おられます、南部町で。ところが、実際に受診して

る状況でいろいろ皆さんのお話を聞くと、旧伯太町、今安来市ですけどそちらからの受診もある。精神の関係があるので、米子市あるいは米子市外の方も来られる。そういう状況で、今、あるいは日南のほうからも来られる、それは昔は病院があれば来られたんです。今は、どなたが何科の先生がいるから来るというような状況になってきてる。では、西伯病院は嫌だから、米子の病院に出てるわという方もおられます。これは、専門的なそういう疾患があるから、どうしてもそこでなければいけないという方もございますし、先ほど管理者のほうは経営的に云々ってっていうところの中で、マネジメントの問題もあるんですけども、要は、町民の皆さんが西伯病院をいかに多く利用していただくかということがなければ、何かいろんなプランをかけても地域の皆さんが来ない、あるいは来てもらえない、それは何かっていうと、診療所に流れてしまっている。

だから、本当は国民健康保険、西伯病院といって国保会計で運営してる病院ですね。ところが、その国保会計の医療給付費が少なければ、西伯病院にあまり来ておられないな、あるいは患者さんが少なくてもいいなということになるんですけど、毎年医療給付費はどんどん上がってる、つまり西伯病院ばかりじゃなくてほかのところにも多く行っておられるから、あるいは医療給付費が上がってきてるという状況になってくると、西伯病院だけ患者さんが減ってる減ってるということ、あるいは入院患者さんが減ってるということになると、やっぱりそこには何かの原因があるんじゃないかっていうことを考えていかなきゃいけないし、西伯病院に来ていただく、何かそういうシステムっていうのをつくっていかないと私は駄目じゃないかなと思うんですが、その辺は管理者のほう、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。今、議員のお話しされたとおりでありまして、病院にやはり特徴的な取組なりというものもやっぱり必要だろうというふうに思います。先ほど言われましたように、何科に何とか先生がいるから西伯病院に行ってみようとか、そういったような特徴づくりっていうのも集患力を上げていくうちのひとつだろうというふうに思ってます。

先ほど御紹介のありました南部町の方がどれぐらい西伯病院にかかっているのかっていったような部分については、今回の経営強化プランの分析の中でも少しデータを分析させていただきました。個々のデータですけども令和2年度で見ますと22%、外来では南部町で国民健康保険の加入者の方で西伯病院に外来受診してる方は22%ということでした。これ少し、本来は経年的に見てみて、それが増えてるのか減ってるのかというところの要因分析も今後してみたいと思いますけども、そういう数字が高いのか低いのかといったことの意味も、今後検討はしたいなと

いうふうに思っています。ただ、西伯病院のことをやっぱり町民の皆さんによく知っていただくということも非常に重要でありますし、こういう診療科がある、こういう検査ができる、こういう治療が受けれるんだというところはしっかり今後もPRをして、十分に情報発信をしていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 私のほうから言うのもなんですけれども、例えば昨年4月から着任された小児科の坪内先生なんかは、もう小児科でも特にそういう特異な疾患の持ち主でも受け入れられて、そして、それが町外のほうからでも坪内先生を当たって受診に来られるという方もおられます。ですから、もう少し大きないろんな立場で、まいちょこ通信だけではなくて、やっぱりPRするということも必要じゃないでしょうか。やっぱりそこが病院のPR不足にもなるんじゃないかなと思います。

この話ばかりしては駄目ですけども、ただ、まだマイナス面のところもあるんですよ。それは80代の外来患者さんの方ですけども、1回の処方で90日処方が出てるんですね、この方は。単純に考えると、90日っていうと3か月なんですよ。そうすると、3か月のお薬が出てるっていうことになると、2か月は来なくていいよっていうことなんですよ。特別に慢性疾患がなくて体が十分元気な方だったらいいんですけども、80代ぐらいになると、ほとんど慢性疾患をお持ちの持病がある患者さんなんですよ。そういう方に月1回の診察のときには、場合によっては血液検査だとか、心エコーだとかレントゲン撮影なんかが起こるわけですよ。それが3か月だけ薬を飲むだけでいいよ、日中で何かあったら電話してねってというような状況で、でも、やっぱり患者さんのほうとしては不安なんですよ、特に80ぐらいの人は。先ほどもお話ししたように、独居の方があったり老々夫婦があったりしても、何か病院に電話するよりはってというような格好。そうすると、そういう患者さんは、じゃあ、そこまで見てもらえなかったら診療所に行くわっていうことで、実際に私に相談があった方もおります。

ですから、やっぱりそういう体制の仕方、これが今後診療報酬改定があって、大体長期投与っていうのが診療所もせざるを得ないような格好に今なりつつあります。ですが、やっぱり患者さんの方を、長期で出すんならフォローが必要なんですよ。フォローっていうのは何かというと、看護師さんが自宅に電話して、今、様子どうですか、どういう加減ですかというようなフォローがあるからこそ病院に来るんですよ。やっぱりそれがない、ただお薬だけ、何かあったら来いよってというのは、患者さんっていうのはそんなに、特に高齢の人はなかなかそこまでない、ましてや今、車もない、あるいはバスも通ってないってというような状況になると、なかなか受診の機会

も失われつつあるような状況。やっぱりこの辺のところも今後考えていかないと、先ほど言ったのは、あくまでも外来の診療報酬の減収の一端でございませうけども、こういうことが出てきますので、やっぱりこの辺は特に管理下の中であると思えますけど、これは精神のほうは2週間処方ではなければいけないとか、1週間でなければいけん方があります。それは精神の場合は、ころころ様子が変わってくる状況があるんですけども、内科の場合はそんなに変わらないっていうことがありますので、そういう長期投与が出てくる。ましてや、大学なんかでもそういう格好が出てきます。ですけど、また、西伯病院は大学ではないので、やっぱり地域医療っていう捉え方の中でするんなら、もう少し地域の患者さんに顔の見える対応の仕方っていうものが、私は病院の在り方じゃないかと思うんですが、その辺は管理者、どう思われますか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。今、お話しいただきました、まさに議員おっしゃるとおりでありまして、診療報酬の動きとしては、リフィル処方に始まり、長期に服薬というか、投薬をしていくという流れでその間の診療報酬を少なくする、経費がかからないようにしていくという動きが出てきてるところであります。この間、特にコロナのこともありまして、病院としても投薬期間を長くして、患者さんが病院に来る期間を延ばしてきたという経緯もございませう。実際に毎月処方してたのを3か月処方にして、病院に出てくる回数を減らすといったようなこともしておりましたところでもありますけども、今、院長が率先して各ドクターにも話をおかけして、本来の服薬期間、投薬期間に戻していったって、もう少し患者さんと接する診療の在り方に変えていこうというのを、今、院長が音頭を取って声かけをしていってるところであります。

先ほど、仲田議員のおっしゃったような顔の見える関係というのも非常に重要でありますんで、一つのアイデアを、服薬期間の途中に例えば看護師が電話する、連携室でもいいかもしれません。声かけをしてどうだっということも、声かけをするということで、より密接な患者さんと病院の関係づくりができると思えますんで、またそういうことについても、病院の中で検討してみたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございます。何か病院の話になると長くなるもんで、すみません。

じゃあ、続きまして、時間も大変経過しますけれども、介護療養から介護医療院のほうに転換するという様相の中で、先ほどもありました、診療報酬体系の中でも、介護医療院という格好の

転換をするための診療報酬体系が幾らかありますけれども、これは丸めという格好で、介護ですので、普通の診療報酬とは少し形態が違うシステムになっておりますけれども、特に利用者の費用負担ってというのがちょっとネックになるんじゃないかと思うんですが、この辺の様子はどういう格好になるのか教えていただきたいです。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 事務部長でございます。介護医療院に転換した場合、その実際に利用いただく方の利用料金、どうするかっていうのは大事なところなんですけど、具体的には、まだ議論のほうは進めておりません。一般的には、居住費やそうした食事や介護保険の自己負担などを入れての医療費負担になりますけども、特別老人ホームなんかと比べると若干低いといえますか、8万程度になろうかなというふうにはちょっとしてるところなんですけども、そういういろんな利用、個室の場合はどうするのか、多床室の場合の利用料金はどうするのか、いろんな形がありますので、そこはあの中でしっかり議論をして、利用していただきやすい料金を設定したいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） すみません、じゃあ、もう1点、地域包括ケアシステムを構築するために、特に在宅医療ってということで、先ほどもあった訪問看護にも力を入れたいということがありますけれども、要は在宅医療、ちょっと力を入れるということになると、やっぱり総合内科の医師の常駐というものが出てくるのではないかと思うんですが、医師不足という捉え方もありますけども、こういうところにも、日南病院はドクターカーに乗ってる云々っていうのがありますけど、在宅医療の中でも、総合内科の医師っていうものが体制で必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。医師の確保につきましては、院長が大学に訪問するなどして、今、その確保に努めているところでございます。総合診療医っていった部分も非常に重要な要素でありますので、そこも含めて大学のほうには派遣をお願いしてるところでありますし、自治医科大学の卒業生っていった意味で、地域枠の学生っていうところの配置ってということについても、こちらのほうは県のほうになりますけども医師の派遣をお願いしてるところであります。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） じゃあ、ひとつ、その辺でよろしくお願いします。

病院のほうの最後の質問でございますが、先ほど医師確保の問題もありますけれども、専門職のスタッフもまた採用しなくてはなりません、特に医師については、これは私の私案なんですけれども、町独自の医師確保の奨学金制度っていうような、例えば、仮称南部町医師確保奨学金制度とかいうようなものを創設して、鳥大医学部に入学した町内の在住者に、卒業後も町内に帰ってきて、西伯病院に勤務していただくような条件で奨学金を支給するようなシステムっていうのをつくったらいかがなもんかなっていうようなことを思いついた次第でございますが、あったらいいなと思いつながら、ちょっとこういうことを思ったわけでございますけど、管理者、どうですか、これは町長が絡むかもしれませんが、もし可能であったら。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。制度として、鳥取県として既にやっておられまして、その制度の効果も、平成の26年ぐらいから大きく出てくるということで、私どもも期待していましたが、うまくいきません。いわゆる結果として、都会の病院に行って、借りたお金を一括償還をしてでも他の病院に行ってしまわれる。そういう実態にあるという具合に思っています。現実には、今はもっとたくさんの皆さんに奨学金で支援をしながら、パイが増えてますんで、その辺りは多分、足立事業管理者はそういう仕事もされてましたので御専門だと思いますけれども。いわゆる医師の仕事を地方に固定するような法律でもつukらない限りは、医師の仕事の自由というのがあって、そのためにはいろいろな診療、患者さんが診られる大型の病院に行って、さらには都会部がそれが中心で、そういうところでいろんな自分の力を試したいという若者の気持ちも、私もよく分かります。どういう具合な医療の在り方が地方を守るのかといえば、私とすれば、医師をもう少しコントロールする、今言われたように、お金を支援してその勤めもコントロールするような、そういうような仕掛けがなければ地方に医師は残らないではないかと思えます。御存じのように、南部町の病院の医師も高齢化が進んでいます。これは、県内の診療所のドクターが、全部が高齢化が進んでいるわけです。それ以外を、全てが大型の病院で診られるのかといえば、医療というのはそういうものではないこともよくよく御存じだと思っています。ぜひとも、そういう医療の問題についても、日本は大きな過渡期にあって、私どもも町村会を通じていろいろ声を発していますけれどもなかなか壁が厚い、医療の部分は壁が厚いと実感をしています。その辺の難しさというのも御理解いただきたいと思えます。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 時間も短くなりましたので、今度は発達障がいのことについて質問させていただきます。先ほども答弁いただきました中で、発達障がいの特性ということについて

て、私は町内の子供たちの傾向について、どういう方が傾向として多いのかというのは、もしお分かりであれば教えていただきたい。自閉症とかアスペルガー症候群も含むような、あるいは学習障がいだとか、あるいは注意欠陥多動性障がいとか、その他の発達障がいというような格好で、一応4分類ほど分けておるようでございますが。昨日の不登校の状況の中に発達障がい児等の子供たちということで、小学校、中学校の人数が出ておりましたけれども、これの様子なんかについて、もし、時間がないものですからあれなんですけれども、分かるものがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。先ほど答弁の中でもありましたように、南部町児童生徒の約8.75%が発達障がいと見られるのではないかとというふうに把握しております。そのうち、衝動性であるとか不注意等、そういうことが見られるADHDは約4割程度。それから、こだわりであったりとか対人関係を調整するのがすごくちょっと苦手さが見られる、そういう子供たち、自閉症スペクトラムといいますけれども、大体3割。それから、読む、書く、計算するといった特定の分野に困難さが見られる、先ほど言われました学習障がいLDといいます、これが約3割あるというふうに捉えているところです。よろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。その実態がどうしても発達障がいという状況の中から不登校になってしまう因子があるということですが、ただ、これは遺伝であるとか、そういうもんで私はないのではないかなと思います。たまたま体質的な、気質っていうんですかね、そういうものもあるのかもしれませんが。ただ、昔、発達障がいだったけれども大きくなったら治ったっていうか、どこまで改善されたか分かりませんが、あまりそういうことにはないという方もありました。ですから、そういう状況の中で、これはカウンセラーとか、そういう者についてきちっと指導されたからなのか、その辺のところは分からないんですけど、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。昨日、不登校のところでも出させていただきましたけれども、発達障がいのある子供さんが必ず不登校になるというわけでもないところ御承知いただきたいなと思いますし、それから、ちょっと年齢が上がるにつれてというところなんですけれども、適切な支援や指導によってそういう特性が治まるというか、

社会生活に適応するというか、そういうことがあると思います。学校では、対応の基本としましては、まず、この子供は何に困っているのかとかどんなことに困難を感じているのかというふうなことを見取ります。それに応じて、その見取ったものに応じまして、どうしたらできるのかを考えていく、その積み重ねが発達障がいのある子供さんへの指導、対応の基本となっています。それをどんどん積み重ねていくことによって、学力であったり社会性が発達段階に応じて育まれていくものだっていうふうに考えているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。特にコロナ禍の中で、目に見えない漫然とした不安感だとか増幅した結果として不登校とか登校しぶりになったことがあるかもしれませんが、先ほどもありましたように、かっとなったりとか、それから反抗期になると暴言や暴力が増える、なることも多いと思いますが、親の手がかかることがありますけれども、先ほどありましたように、親の育て方が悪いからなるわけではないと私は思っています。もともと生まれ持った気質によるところが大きいんじゃないかと。やっぱりその辺のところをきちっと押さえた中で、保護者の方はすごく不安を持っておられるということで、なかなか外には出したくないとかいうようなこともありはしないかと思うんですけども、やっぱり小さい子供さんのときから保護者を交えた指導というのは、やっぱりこれは学校教育の中でもそうですし、学校外の、そういう児童クラブにしましても、やっぱりそういうところが必要になっていく、ただそこに1人体制がおられるからそれでじゃあよしとするのかどうか、その辺のところ、やっぱり一人一人全部、体質というか、何ていうんですかね、人それぞれ全部違いますでしょ、ていうのは、私が知ってるのは、すごく絵が上手なんです、その方は発達障がいだって言われます。あるいは極端に、もう保育園のときから漢字が書けるんですよ、その発達障がいだって言われ、えって感じなんです。だから、全部が全部こういう暴言だとか何かではない。だから、そういう各個の捉え方がありますので、その辺の指導っていうのはきちっとしていただきたいなということで、こういう問題をさしあげたところでございますが、先ほども言いましたように、1人配置したからいいとかいうもんで私はないんじゃないかな、互い違いにいろんな格好で支援していくべきだと思いますし、ただ、何ていうんですか、クラスの中でそういう状況があるというだけではなかなか難しいんじゃないかなと思いますし、地域の中に受け込むための体制づくりというのは、学校教育の中でもそうですし、それから、地域のそういう児童クラブの中でもそういう格好でしていかないと、今度は子供が大きくなってきたときに、仲間意識を持てるような子供に育てにくいんじゃないかなと思いますので、その辺はどうやっておられるのか、その辺も再度聞きたいと思いますけど。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。議員おっしゃるとおり、発達障がいのある子供さんの特性というか実態はもう本当それぞれで、100人いたら100通りあるくらいのことです。それを学校の生活や授業の中で教職員、教員一人一人がよく見て、気づいて、適切な指導、支援につなげていくというところなんです。そのときに保護者の方との連携も非常に大切で、家庭での様子や放課後の様子、それから医療受診等も御理解いただけると、医療の対応等も専門的な考えなども伺うことができるということになります。一つ、答弁の中に個別の教育支援計画を作成するというお話があったと思います。それこそ保護者とともにつくり上げる計画で、それには医療の考え、それから、先ほど出ておりました放課後児童クラブでしたら、福祉との連携の欄っていうのもありまして、地域とそれから関係者一体となってこの子供を育てていくんだという計画を保護者とともにつくっております。その中身についても、これから充実させていって、子供たち誰一人取りこぼすことなく、学力、社会性をつけていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 仲田議員、残り1分を切りましたのでまとめに入ってください。

仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。じゃあ、持ち時間がなくなりましたのでまとめにさせていただきたいと思います。

特に病院につきましては、西伯病院は医療、介護、福祉の中心の柱ですので、10年、20年先を見据えた計画を立てていただきたいということをお願いしたいと思っております。それから、発達障がい児のことにつきましては、これからは多分小中一貫教育というものが出てくるんじゃないかと思うんですが、子供は地域の宝であるということで、これからの南部町を支えてくれるかけがえのないものであると、だから、校内校外を問わず地域を上げて指導していただきたいということをお願いして、私の質問に代えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、9番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を取ります。再開は10時30分といたします。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議長から質問の許可を得ましたので、これより3つの項目について質問をいたします。

1つは物価高騰対策について。今日は商品の値上がりが大変です。この間、物価上昇が暮らしに大きく影響をしております。家計と企業の負担が増えております。町内の多くの方が話される内容は、光熱費の負担の増加に驚いたの声が共通しております。町行政ができる対策は、公共料金の引下げ、また国保税等の引下げと併せて再度の物価高騰対策をされることを求めます。

1、上水道料金の減免を4月以降も継続されること。2、下水道料金の引き下げすることを求めます。3、国保税の引下げを実施されることを聞きます。その考えがあるのか聞きます。4、再度の物価高騰対策をされることを答えていただくことをお聞きします。

2つ目の事項は、今後の除雪対策について。1月24、25日の積雪の多さと低い気温のために、当日は担当課をはじめ、庁舎内の職員の方をはじめ大変な忙しさだったと聞きました。数集落の住民の皆さんの25日の様子のお話では、国道と県道は除雪がされていたが、自宅から除雪されたところの道路まで車が行くことができず、その日は通勤先には休みか、または遅刻したと話されました。このことを基にお聞きします。

1月25日のようなことが頻繁に発生することはないと思いますが、除雪の計画の見直しが必要だと思います。現在の除雪計画はどうなっているのかお聞きします。また、今回の問題点はどこにあったのかについては、議会初日の全協で説明を受けましたが改めてお聞きします。

3つ目の事項は、マイナンバーカードの取得により紙の保険証をなくそうとする問題についてお聞きします。

今、国は任意の取得と言っていたマイナンバーカードの取得により紙による健康保険証をなくそうという動きがあります。高齢者が多くを占める南部町において、マイナンバーカードを義務づけ、国保の保険証を廃止することは無理があるように思います。また、マイナンバーカードは国に情報が一元化されており、その意味でもトラブルの可能性があると考え、首長として国に保険証の廃止を撤回するよう求めます。

1、マイナンバーカードの普及率はどの程度かお聞きします。2、情報の一元化による町内でのトラブルが発生しているかどうかお聞きします。3、国民健康保険証の廃止に伴う問題はどのようなことがあると考えておられるのかお聞きします。4、紙の国民健康保険証の廃止の撤回を

国に求める考えはないでしょうかお聞きします。

以上、ここでの質問は終わり、答弁を受けてから再質問で深めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。

物価高騰対策について4点の御質問をいただきました。まず初めに、上水道料金の減免を4月以降も継続することについてお答えをいたします。

物価高騰により、水道事業においても動力費、修繕費など大幅な増加となっており、水道会計は厳しい状況が続いております。また、今後も継続して実施する老朽管更新事業に係る費用増加の面からも、水道料金の基本料金減免の継続は現在のところ考えていません。

また、下水道料金の引下げをすることを求めるについてお答えをいたします。下水道事業特別会計の3会計ともに、一般会計からの繰入金により収支を保っている状況でございます。つまり、下水道料金収入だけでは経営ができていないこととなります。また、老朽化施設の更新も行っていく必要があり、今後多額な費用が見込まれます。令和6年度から水道会計と同様に、公営企業会計の適用により現状の経営状況が見えてまいります。このような状況からも下水道料金の引下げは、現状では考えておりません。

次に、国保税の引下げを実施されることを聞くという御質問をいただきました。国民健康保険税は国民健康保険事業会計を運営していくために必要な財源であり、この会計は特別会計ですので、加入者である被保険者の皆さんからいただく保険税で維持していくことが大前提となっております。物価高騰による国保税の引下げは考えておりませんが、特定健診、特定保健指導の推進や重症化予防対策、後発医療品使用の促進などによる医療費適正化の推進、保険税収納率の向上などをさらに強化していくことが必要であると考えており、税率につきましては、住民の皆さんが代表として参加いただく国保運営協議会で検討してまいりたいと考えます。

最後に、再度の物価高騰対策をされる考えを聞くの御質問にお答えをいたします。

町民の皆様に向けた物価高騰及び経済活性化対策として、昨年10月に町民1人に対して1万円の商品券配布を行いました。本商品券は業種を問わず町内限定で使用できるもので、町内75店舗にお取り扱いいただいたおかげで、食品、燃料、医療など、生活の様々な場面で家計の支援が行えたと認識しております。また、事業者に対する支援ですが、燃油や原材料価格の高騰、円安による影響を受けた事業者が金融機関から融資を受けた際の利子の補助を行っております。これらに続く再度の物価高騰対策についてですが、商品券をはじめとする町民に対する一律の家計

支援は、町内の現状把握とその財源の確保が必要でございます。今後の国や県の物価高騰支援策の経済対策の状況を見ながら、町としても必要なタイミングで迅速に対応をしていきたいと考えております。

次に、今後の除雪対策についての御質問をいただきました。昨日の板井議員への答弁と重複する部分もありますが、お答えいたします。

本町の除雪基準は積雪が15センチ程度の場合に作業することとしていますが、天気予報等の情報を基に、10センチを超えてなお降雪があり、15センチに達すると判断できる場合にも作業を行っております。作業開始の指示は、建設課担当職員が町内を巡回し、積雪状況を確認してから、朝午前3時頃に委託業者へ連絡を行い、主要道路等の一除雪区間をおおむね午前7時頃までに完了するように作業してきました。

また、今回の問題点はどこにあったかについてでございますが、先ほど述べました除雪基準により作業を実施しましたが、長時間にわたる降雪と水分を多く含んだ重たい雪により、通常使用している除雪機械の許容を大きく超えたため作業効率が著しく低下し、作業完了に要した時間が倍以上かかったことが原因でございます。今回のような大雪に対応するためには、能力の高い大きな機械が必要ですが、狭い幅員の町道では使用できません。今後もできるだけ早く道路の通行が確保できるよう努めてまいりますので、町民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの取得等についての御質問をいただいております。

まず、マイナンバーカードの普及率はどの程度かについてお答えをいたします。

南部町の令和5年2月末現在での申請率は8,736人、約73.9%、交付率は66.6%となっております。

次に、情報の一元化によるトラブルは発生していないかについてお答えをいたします。

個人情報の管理に当たっては、各機関で管理しており、必要な情報を必要なときだけにやり取りをする分散管理の仕組みを採用しています。マイナンバーを基に機関共通のデータベースを構築する一元管理の方法を取るものではないため、マイナンバーカードから個人情報がまとめて漏れるという、こういうようなことはない仕組みとなっております。

次に、国民健康保険証の廃止に伴う問題点はどのようなことがあると考えてるのかについてお答えをいたします。

令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになっております。現行の健康保険証は令和6年の秋に原則廃止となりますが、マイナンバーカードを取得されていない方や紛失などでマイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない方に

については、保険証の代わりに新たに発行します資格確認証で被保険者資格を確認することとなると提案がされています。マイナンバーカードは日常生活の中で利用できる場面がどんどん広がっています。本人の同意の下で医師や薬剤師と特定健診や薬剤情報などが共有でき、よりよい医療が可能になってまいります。

次に、国民健康保険証の廃止の撤回を求める考えはないかについてお答えをいたします。

政府はマイナンバーカードの仕組みやマイナ保険証への切替えに伴う課題への対応策を考えておられるとお聞きしております。現在検討中ですので、現状を注視し、現在のところ撤回を求める考えは全くございません。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君の再質問を許します。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、再質問を行います。まず、町長の答えに順を追ってお聞きしますので、よろしくをお願いします。

上水道料金の4月以降の減免はお願いしたですけれども、動力代だとかそういう経費がかさむんで、なかなか難しい面があるということで、結論としては実施するということは無理だということだったんです。昨日、同僚の三鴨議員のほうからもどうだということに触れられました。年間でたしか4,500万ぐらいだというようなことを言われたと思うんです。私は、本当に住民の立場、今そういう状況なんだから、本当に、しかもこれが、4,500万を出したのために大赤字になって、経営がもうどうしようもいかないんだということであれば別なんですけれども、町の六十数億の中の予算から見れば、そんなに負担、負担にはなることは負担になるんだけど、しかし、町民のそういう実態の中で、喜ばれていることについては積極的にやるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか、やっぱりもう全然考える余地はないということをおられるのか、だけでも、そういう状況なら再度の検討が必要だなということも思っておられるのか、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これまでやってきた水道料金の基本料の減免は、その財源補填があるという前提でやってきました。今議員がおっしゃられることは、これから先々のことについては、全額皆さんから得た町税、一般財源を、その真水部分を投下する、水道で駄じゃれを言っているわけではありませんけれども、このことがいかに大きな影響を与えるのかということは、議員はよくよく御存じだと思います。さらには、今年から東西町の水道の布設替えに

入ります。円山団地が終わりましたので、昭和40年代から50年代にかけて開発されました団地の水道管の老朽、さらには破損は非常に大きな課題になっております。この中で、全部引込みがありますので、この引込みは、今のところ一般財源の負担になるということになっています。水道事業には非常に厳しい環境がこれから考えられると思います。もちろん、それに対して町も一般財源を投下するということをしなければ、水道会計は回りません。そのようなことを考えれば、町が単独で、単独で同じことを続けると、昨年と同じことを続けるということは、会計上は無理があると思います。考えるとすれば、経済対策等有効な支援が、そういう可能性があった場合には考えることはあるかもしれませんが、現状の中では御理解をいただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長がおっしゃることも分かります。例えて、コロナの関係で来たお金を、その中の利用とかそういうこともあって、いろいろな、何というんですか、負担を軽減することにやられたと思うんです。私はやはり、先ほど言われたように、真水の中で使うということをするのかということは、確かに言われるとおりそうなると思うんです。ただ、私は、一つは水道管の布設替えなんですけど、これはやっぱり公の施設ですからなんですけども、一つ私の考えとしては、どうしてなんだろうか、例えて言いますと、会見地域と比べて西伯地域は非常に水源で苦労していたわけなんです。それで配水池にやるように、大きな送水管を会見地域側から西伯地域方に引いたわけなんです。あれ一般財源でやられたんじゃないでしょうか。だから、同じ考えでやれば、それに匹敵して広義に財源は充てるべきじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一般財源を充てたのか、財源の根拠は何なのかということは、今ここで正確にお答えできませんけれども、合併特例債のときには、合併で1町としての効果を上げるんだということで、裏財源の確保が前提にあってあのようなことが可能だったと私は思っています、考えています。正式な答弁になりませんが、常にその時代時代の中で、水道の大規模な投資の中では財源確保が一番大事な問題だろうと思っています。それなくして、先々に、数十年間にわたって水道会計に負担をさせるということは、水道料金やいろんなところに大きな問題が生じてきますので、常に水道料金にしても他の会計にしても、入るお金をまず見当をつけて事業を進めていくということは絶対条件だと思っています。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 昨日議員か、あるいは町長の答弁で触れられた、大都市、特に東

京なんかは自主財源というのは豊富にあるわけなんです。町民の負担で全部やるということは、それは私もそういうことは思わんですけども、ただ、下水道なんかでいうと、やっぱり繰入金で補填をしているわけなんです。そういう点から言えば、やっぱりどうしょうか、住民の負担を少しでも減らして、その考えを持つべきだと思いますので、今後もできるだけそういう考えのほうに立って進めていただきたい。それ以上言ってもお互いの言い合いになると思うんです。討論が進まないと思いますので、そういう具合な思いを持って行政に当たっていただきたい、このことを申し上げます。

それから、国保税の引下げなんですけど、これ、私は非常に思うんですけども、根本的な無駄、制度に根本的なことがあるということ、町長はしょっちゅう、以前からもおっしゃっておるんです。そういうことも考えて、結論としては、全協で、いろいろ考え、議論したいという答弁だったと思うんですけども、協議の中でやっぱり負担を減らす、私の考え、一貫してるのは負担を減らしていただきたいということなんです。それと、確かに町民の方の健康保全のために努力されていることはやっぱり私も認めます。そういうことをやっていくということを考えていただきたいということを付け加えておきます。

それから、再度の物価高騰対策についての対応のことなんですけども、実は私のところ、何人かの方が電話あるんですよ、もう年金生活をしてるんで、何としても、もう入るほうはどんどん減るし、出るほうはどんどん増えるんで、以前1人当たり1万円のお金もいただいて非常にうれしかった、助かったと、だから、今後も再びそういうことを考えていただきたい、そのことをおっしゃってるんで、なるほどそうだなということを私も思って、ここであえて付け加えたようなわけなんです。町長、どうでしょう。やっぱり1人1万円は無理でも、財政から考えて、金額を1万円とは言いませんが、そういう心意気を町としては、行政としては町民の暮らしを支援したいんだと、応援したいんだという気持ちというものやっぱり出すべきじゃないかと思うんです、どうでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、議員のおっしゃられることや、私もたまに行くスーパーで買物をするたびに、その物価のうなぎ登りぶりは私も承知しているつもりです。町民の暮らしが厳しいということは私もよく分かります。出ていくお金がもう全く違うような状況だと認識もしています。かといって、町長が自分のお金でない皆さんから集めたお金を、男気出して配りますというような、そのような財政運営は絶対してはならないと思っています。しっかりと、先ほども言いましたように、入るを量ってしかるべき根拠があった時期には、しっかりと町

民の生活を支えるということに投下したいと思います。言っておられることはよく分かりますけど、現実的に今そのような対応ができる状況にないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） そうです、財源はやっぱり交付税と、それから町民が払う税金で町の財源は成り立っているということは私も十分知っておりますし、一つは、物価上昇がこれで止まるんだと、むしろ下がるかもしれないという状況ならですけども、何かまだまだどんどん上がるという状況が続くということがマスコミなんかでも言ってるわけなんですね。そういうことからすれば、ぜひこれについても財政の方とよく考えられて、支援をお願いすることをくどいようですけども申し上げておきます。

次に、除雪のこの関係なんですけども、初日の日にペーパーで、防災監から頂いて説明を受けました。これを見ますと、私は一番の状況は何かというと、認め書いておられたんですけども、やっぱり広報が、町民にどういう状況であったのかということ、今、雪の量がどういう状況で、除雪はこういう状況に進んでるんだと、ぜひそういうこと、ということ、頑張っておりますから皆さんもどうぞ頑張ってやってください、全力を挙げて取り組みますからということの広報がやっぱり不足だっただないかと思うんです。ですから、私も、実は私の集落はほとんど人口不足で、人そのものも少ないんですけども、何分残っている者は年金者集団ばかりなんですよ、そこで、開いてないところを、脇道を開けたわけなんですけど、その中でこういうことを言われるんですよ。本当に、小さいといえども町道であるんだから開けてほしいわということで、皆さん言われるんです。それを伝えてと言われるんで、私も、はい、分かりました、お伝えしておきますということをした以上は、大変、頭の中では恐らく庁舎内の職員の方、大混乱されてるんだろうなと思ったんですけども、分かりました伝えますと言った以上は、やっぱりやめとこうかいわけにいきませんので、電話しました。確かに大変な状況だったです、電話の向こうで聞いたらてんやわんやで。ですから、そういうことで、まず広報をしていただくことを欠けていたんだないかということ、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えをいたします。

昨日の議員の御質問にもお答えしましたが、現在どの辺りのところで除雪が進んで、いつ頃になれば完了するのかといったような、住民の皆さんに安心感を与えるような広報が足りなかったと私も思います。そういう広報が、何というんですか、感覚ではなくて、例えば中国電力が停電になったら何時頃停電の回復の見込みがあるだとかという広報をしますよね、それと同じような

根拠のあるような広報ができないかどうかということ、そのためには現場の活動状況が集約できなければなりません。15社、数十台に及ぶ除雪車と多くの人に関わっているこの除雪作業の進捗具合を管理するような仕掛けが町内の中でできるのかも含めて、今検討しているところでございます。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確かに町長言われるように、根拠もないのにこういう状況ですって言われて、じゃあ、いついつどうやりますというようなこともなかなか言えない状況ですから、おかしなことは言われんですけども、しかし、少なくともこういう状況ですので、いついつ解決しますということは、それはもちろん言えんと思うんです、根拠がないことですから。ですけども、広報を今後もやっていただきたいということをお願いしておきますが、それともう一つなんですけどね、町内からいろいろ、町民の皆さんからいろいろな電話や問合せがあったと思うんですけども、それはどうでしょうか、記録しとられるのでしょうか、どうなんでしょうか。もし記録しておられるんなら、たくさんあったらここで言葉で言ってくださらなくてもいいですけど、ありましたら、ぜひ閲覧のところでもいいですから出していただきたいんですが。まず、そういうあったことの記録というものはあるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。住民の方からたくさん問い合わせいただきまして、内容について書き留めておる部分も当然あります。ただ、何せ件数が多かったもので、全てを書き留めていたわけではありませんけれども、何件かといいますか、記録には残しております。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長、それは閲覧でもいいですから、書き留めてあったもんがあったら出していただけますか、どうなんでしょう。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 内容につきましては、やはり昨日も町長答弁の中にありましたけれども、いつ頃除雪してもらえるとか、いつ頃来るかというようなことがほとんどでございました。以上です、よろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確かに、私は、なぜかでいうと、何かポイントになるようなことがあったら、今度こういう状況が起こった場合に、広報に出される資料になるか思ったんですけど、そういうなかなか難しいあれは、確かに広報にはなかなか役に立たんだろうなという具合に思う

んです。

それと、このペーパー頂いたんですけど、一つは、国道、県道のことが10センチ程度ということがありますし、町道のことについては、町の除雪基準は15センチということになってますね。私は雪の量もそうなんだけれども、量も決定的なんですけど、一つはやっぱり気温によって非常に固い雪が、町長のさっき答弁があったんですけど、水分を含んで重い雪だったということもあるんですけども、気温が下がると地面にぺたっと凍りついてしまってなかなか大変だと思うんですけども、そういう状況も十分加味されてやられると思うんですけども、そこら辺も併せて、やっぱり今後の除雪に当たっていただきたいと思うんですけど。一つ私思うのは、町道の場合、最低1.5車線の確保を基準ということが書いてあるんですけども、私は、1.5車線ですから、両方から来たら渋滞してしまう状況が起こると思うんです。そうすると、国道なんかであります、狭い道路なんかは交差する部分をね、道路がしてありますね、だから、除雪の場合もそういう具合に交差するようなところをところどころつけておくと、両方から鉢合わせしたら動きが取れんようになるんですけど、そこら辺はするようないことが必要だと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。初日の全協のときにお配りした資料の中ですけども、最低1.5車線の確保というのは国県道の話でございます。当然、町道のほうも待避所を設けるようには作業を行っておりますので、ただ、今回の雪の量でしたので、なかなか雪を持っていくような場所もないような状況の中で、待避所を造るのが遅れたということも当然あるんですけども、通常は待避所も造るように除雪作業のほうは行っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私思うんですけども、確かに両脇に家があって、1回やったら、もうそれ以上、ほいじゃあ、そのよけた雪はどげすんのかと、山積みになって。私の家はそうでもなかったですけど、所なんかは、1回やられるとつい立てみたいになって家から出ることもできないというような状況もなるんですよ。そういう場合も、非常に大変なんを、じゃあ、どこをやるかということになると、北海道なんかは見ますと、トラックと除雪車がコンビになって、ちょうどコンバインで稲穂をばあっと袋に入れる感じで、トラックにはあんば入れながら、それを川に持って行って捨てるんですけど、そういうことはやり方ができませんけども、そこら辺で非常に頭を痛めておられると思うんです。私自身もこういう状況になったら大変だと思うんですけども、一つはどうでしょうか、もうちょっと雪の少ないところに、雪の量が少ないところ、今

回の場合は一気に増えたということはあって無理だったと思うんですけども、もうちょっと小まめにかくということにはできないんですか。もちろん除雪費の関係で難しい面はあると思うんですけども、そう頻繁にあることはないです。そういう状況に陥ると予報でそういう具合になった場合は、もうちょっと小まめにやられるということはどうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。小まめということですけども、除雪作業のほうはできる限り小まめにやりたいと思うんですけども、やり出すと非常に時間がかかることもありまして、範囲も非常に広いです。それに、路線路線によって状況が全く違いますので、できることできないことあるんですけども、できる限り今後も早く道が開けるようにしていきたいと思っておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 除雪ではね、大変しつこく言うんですけども、そういうことで小まめにやっていただくと言っていたんですけども、確かに開ける方の、人と、それから機材の量も限られておりますので大変なことだと思うんですけど、私としては町民の方の利便性を図っていただきたいという点からこういうことを申し上げましたので、ぜひそういうことをやっていただくように重ねてお願いしておきます。

今度は、マイナンバーのことで言うんですけども、先ほど町長のほうからあったんですけども、私は、マイナンバーのことは任意だったのに、強制的にやるようなことをやられるのが非常におかしいと思うんです。ここで、新聞に載っていた切り抜き、私持ってきたんですけど、岡山県の備前市ですか、そこが大変な状況で、こういうことですよ、新聞を見ますとこうあるんですね。マイナンバーのこととつなぎ合わせ、来年度から備前市では保育料や給食費、学用品費の無料化について、世帯全員のマイナンバーカード取得をする条件の方でやるということなんです。これ任意だったのに、これを強制的に、家族全員が持たんとできませんよなんていうことは、これは強制だないかと思うんです。強迫ですよ、一種のね。こういうことをやられることについては、備前市の人口を超える4万数千人分の署名が寄せられていると。こういうことはやめてほしいということを強く求めておられるんですよ。私、もちろん南部町ではそういうことをやられないと思うんですけど、こういうことについて、町長どう考えられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。各自治体の中で、そこにおられる住民議会の皆さんと議論を交しながらやっていくのが原則でございますので、備前市のやられていることに対して、

町長として答弁することは差し控えさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、その住民の責任を持つトップの方がこんなことをやられるというのは言語道断だと思います。町長は答弁を控えるということなんですけども、恐らく内心では不合理なことするなと思っておられるかもしれません。そのことについては聞きませんけども、そういうことをやられるのは、言うのは異状だと思います。結局何だかということ、国がマイナンバーカードを全員が持てるように何とかしたいということから、こういう地方の都市の首長さんも頭を痛められている。何とか普及率を上げたいということから考えられたことだと思うんです。私は、あくまでも任意のこれは制度ですので、ぜひそういうことを強制されるようなことはすべきでないという具合に思います。それと、2万円ですか、出るというんで、最終日の締切りのときに物すごい詰めかけて、その日手続ができなかった方もあったようです。南部町ではそういうことはなかったと思うんですけども、どうだったんでしょう。南部町でも駆け込みとかそういうのが、駆け込みという言い方はおかしいけども、期限いっぱいなんで、何とかこの際ということが起こったのでしょうか、どうなんでしょうか、現状は。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。2月末がマイナンバーカードの申請のポイントがつく最終締切りとなっておりましたので、町民生活課のほうには、その1週間、たくさん人が来られております。さらに、マイナンバーカードの申請の、ネット側で申請をすることができんですけども、そちらも混み合いまして、なかなか申請ができないっていう状況になっておまして、国のほうが、2、3日間、そこは猶予を設けるっていうことをしております。以上です。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 全国的に起こったんで、南部町ではどうかなと思って担当課に聞いて答弁があったんですけど、確かに南部町でもそういう状況があったということがあったんですけども、やっぱり、こんなことを言うとおかしな言い方かもしれませんが、何か餌でつり上げるようなこと、いわゆる2万円出すからということをやると、この2月末いっぱいでしたから、今後はやるかどうか分らんですけど、こういう国のやり方については、私は非常に憤りを感じますね。こんなことをやってまでやるのかということ。任意ですからね、いいなと思う人はやられると思うんですけど、でも自分のことの全部が丸裸にするわけじゃ、このカードで丸裸にされるようなことはないようなことをおっしゃいましたけど、恐らく、いずれはもっとこのカ

ードの中にいろんなことを入れて、個人の内面というんですか、個人のことを十分把握するような国のやり方、やろうという意図が私は感じられます。ですから、あくまでも任意ということをして国にやるべきだということを思いますが、どうなのでしょう。町長、私が言ったのは、マイナンバーカードを保険証に、国がやるようなことをやるべきじゃないということなんですけど、町長としては動向を見てからということ、国の動向を見てからと言っておられるんですけども、私は任意だから保険証をペーパーからカードに換えるようなことをやるべきではないし、今後も、資格者ということで進めるということなんですけども、やはり保険証でやるということをおくまでやるべきだということをおすべきだと思っんです。別にそれで、資格証しかないんで白い目で見られるとかそういうことはないと思っんですけども、しかし、資格証というのは、あなたはそういう資格があるんだよ、でもカードを使ってないんだねということをお見せしめるようなもんなんで、ぜひ、国としてはやめるべきだということをお思っんですよ。だから、そういうことをぜひ国のほうにも上げていただきたいと思います。

それと、今度は除雪のことに逆戻りするんですけども、補正予算説明書の中で、令和4年度南部町除雪計画図というのがあって、来年度もやっぱりこれと同じ除雪計画でやられるということなのでしょう。1月のように頻繁にあることではないと思っんと言っんですけども、いつ、どうということになるか分かりませんので、そのことについてお聞きします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。令和5年度もこの除雪計画でいきたいというふうにお考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 分かりました。結局これでいかれるというわけですね。恐らく通常の雪の状況なら、量なら、これで大分十分だということでお出しておられるんですね。私も突発的なことが起こるということは思っませんので、これでやられるんなら、ああ、そうなんだなということで、頭に入れておきたいと思っんです。

最後になりますが、もう時間がありません。私は言いたい。1つは、昨日も同僚議員の中からおりました。暮らしを守る。いろいろな施策をされてまして、暮らしを守る。このことを一番の柱にしてやるべきだと思っんです。私が要求しました負担軽減のことでいろいろ答弁いただきましたが、確かにこれはなかなか重たいあれだな、重たい問題だなということは感じますが、ぜひ町民の暮らしを応援にやるんだということで、ほかの町というか、ほかの自治体にならず、以上のことを一歩でも進めたいという考えでやっいただくことを、町政を望む、そのことで町

民も元気が出ると思っていますので、ぜひそういうことで考えていただきたい。このことを伝えて私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（景山 浩君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 少し早いですが、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時20分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

午前中に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより3点にわたって質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

まず、第1点目は、ごみ問題を問います。地方自治体にとってごみ問題は、地球温暖化防止に向けた環境課題として、住民の福祉の向上から見た公衆衛生の観点からも、また、年々膨らむ財政問題としても地方自治体が正面から取り組む課題ではないでしょうか。今回示されている西部広域の一般廃棄物処理施設整備基本構想は、可燃ごみ処理の広域化を打ち出してきています。地球温暖化、CO₂排出抑制、廃プラ問題等で地球規模で環境問題に警鐘が鳴らされてる今、自治体の重要な仕事であるごみ政策も環境面、財政面から見直される時期と考えています。町の減量化施策と広域ごみ行政の問題点を問いたいと思います。環境、財政面からもごみの広域化計画の見直しを求めます。前回12月議会で資料を出していただきましたが、十分使って質問することができませんでした。今回配っていただいておりますので、それを基に質問させていただきます。

具体的な減量策を問います。生ごみ、プラごみ、事業系ごみの減量化の具体策を求めます。

2、西部広域の濃縮水処理施設の維持費と継続期間を問います。

3点目、エコスラグセンターのこれまでの町負担額を求め、その事業についての町長の見解を求めます。

第2点目、学校給食の無償化を求めます。昨今の物価高騰はこれまでの比ではなく、大きく町民の暮らしにも影響してきています。自治体の本来の仕事がここに住む住民の暮らしを守ること

であるとすれば、緊急の支援策が必要と実感するものです。この間、全国で250を超える自治体が学校給食の無償化を実施してきています。義務教育での最大の負担になっている給食費の無償化が子育て世代の応援策となってきているのです。本町でも改めて実施を求めて質問いたします。

第1点目、学校給食法第11条の政府の解釈をどう捉えているのかを問います。

第2点目、給食費徴収に伴う教育委員会、学校、教師の事務負担の現状を問います。

3点目、完全無償化した場合の町負担の試算額を求めます。

3点目、町立保育園の民間移管計画の中止を求めます。この間、町の保育施策について質問してきました。今回の統合、定数削減、こども園化、民間移管の計画は、その根拠となる説明も不十分で、中身は、子ども・子育て会議、町行財政審議会に丸投げ、保育所あり方検討委員会を立ち上げ、基本構想でパブリックコメントを公募するも、保育所統合のみでした。どうして町の保育施策にとって最も重要な町立保育園を廃止し、民間移管、このことを住民に問わないのでしょうか。疑問が払拭できません。改めて問い、民間移管ではなく町立保育園4園での運営を強く求めて質問いたします。

今回は、民間移管でどうなるのか、このことについてお述べいただきたいと思います。

まず、職員の待遇改善はどのように進むと考えているのか。

2点目、民間移管でサービスがどのように変わろうと説明するのか。

3点目、町財政の負担はどうなるのか。

4点目、民間移管で保育の責任はどのように変わっていくのか。

この点についてお伺いし、再質問したいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

学校給食の徴収事務負担の現状を無償化した場合の町負担の試算については、後ほど教育長が答弁させていただきます。

初めに、生ごみ、プラごみ、事業系ごみの減量化の具体策を求めるについてお答えをいたします。ごみの減量化に向けて大切なのは、ごみの排出抑制、再利用、再生利用、熱回収の取組だと考えます。商品を購入するときに必要なものだけを購入する。分解、分別が容易なものを購入する。どのように廃棄することができるのかを考える。これらのことを意識していくことが最も重要ではないかと考えています。

生ごみについては、家庭用電動生ごみ処理機の無償貸与を行い、処理機の性能を体験してもら

うことにより生ごみの自家消費を推進しております。また、生ごみ処理機購入補助金を交付し、電動生ごみ処理機やコンポストの購入者を支援し、生ごみの減量化及びリサイクルの推進の観点から生ごみの堆肥化等の推進も図ってるところでございます。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などを契機にして、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するために、昨年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。市町村に求められているプラスチックの一括回収、再商品化につきましても今後検討していく必要があると考えてるところでございます。

事業系ごみの減量につきましては、生ごみ対策としまして、多量に生ごみが発生する食品関連事業者については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律により、生ごみの再生利用等が義務づけられてるところでございます。これらの事業所については法律の遵守を要請していきたいと思っております。

紙ごみについては、多量に排出する事業所について、独自で回収業者と契約し資源化が行えるよう情報の提供を行い、古紙回収を推進していきたいと思っております。また、事業所から排出される紙おむつは伯耆町清掃センターへの直接搬入としており、ペレット化を進めているところがございます。

次に、西部広域の濃縮水処理施設の維持費と継続期間を問うについてをお答えいたします。濃縮水処理施設は、平成15年に設置された第2最終処分場浸出水処理施設のRO膜処理施設の発生する濃縮水を乾燥、固化させ、場外へ搬出する施設になります。廃棄物に触れた雨水などの浸出水は1か所に集めて浄化し、取り除いた残留物を含む濃縮水を処理場に戻されていましたが、平成30年頃に濃縮水の蓄積によって排出水の塩分濃度が上昇していることが判明し、処理場内の埋設物を分解する微生物の活動にも支障が出るおそれがあるため、濃縮水を処理する施設の新設を決められ、令和4年度に米子市淀江町にある一般廃棄物最終処分場の敷地内に新施設を建設したものでございます。令和5年4月の稼働を予定されており、1日当たり20立米の濃縮水を乾燥させて固め、県外に排出する計画となっております。

維持費についてでございますが、継続期間を令和13年度までとしており、1年で1億2,145万9,000円の維持管理費を見込んでおり、うち、南部町の負担は1年で635万2,000円となっております。

次に、エコスラグセンターのこれまでの町負担額を求め、この事業についての見解を求めらるについてお答えをいたします。エコスラグセンターは、不燃物残渣やプラスチック残渣、焼却残渣、し尿汚泥焼却残渣、公共下水道汚泥焼却残渣を熔融処理することで最終処分場の減量、減容化を

目的とした施設で、平成16年度から平成27年度まで稼働しておりました。その間の町負担額でございますが、稼働停止後、令和2年度までの期間も含めまして、町負担は6億145万7,000円となっております。

また、この事業についての見解とのことですが、当該施設は最終処分場の減量、減容化を目的に設置され、効果を期待していたところではございましたが、平成26年1月にエコスラグセンターの処理量の大幅な減少による処理単価の上昇や老朽化による修繕費用の増加が見込まれることが確認されたことから、平成27年度末で稼働を停止されたところでございます。時代の変化に対応しながら、その時々課題について構成市町村で話し合いながら、その都度、判断をされてきた結果だと、このように認識しておるところでございます。

次に、学校給食の御質問を頂戴いたしてしますので、学校給食についてお答えをいたします。学校給食法第11条の政府の解釈をどう捉えるのかについてお答えをいたします。学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な施設、設備に要する経費や人件費については学校の設置者の負担とし、その他の学校給食に要する経費を児童生徒の保護者の負担とすると定められています。ここ最近、2018年頃だという具合に思われますが、政府が学校給食法第11条の規定は経費の負担関係を明らかにしたのものではあるが、保護者の負担を軽減するために設置者が保護者に学校給食費を補助することを禁止した趣旨のものではないという解釈をしていることは認識しております。

さて、この解釈をどう捉えるかという質問でございますが、その前段として、財政基盤が自治体ごとに異なる中で、全ての自治体が一律に給食費無償化にかじを切るとは非常に難しいと言わざるを得ないということでございます。このたびの政府の新たな解釈については、これまでの内容を大きく覆すものであり、先ほど述べました状況と併せて考えた際には、その実施に当たっての財源措置等は当然国が責任を持って行うべきものであると捉えているところでございます。現時点では、引き続き国の動向を注視し、鳥取県知事に対して町村会でもしかるべき要望を上げており、県から国への要望をすることになっています。

最後に、町立保育園の御質問をいただいております。民間移管でどうなるかについてお答えをいたします。これまでの議会でもお答えしてまいりましたので繰り返しになりますが、既に民営として伯耆の国に10年間の実績を積み上げていただいております。その間、延長保育など、公営にはないサービスの提供を行い、保護者の皆様のアンケート結果からもよい評価をいただいと聞いています。伯耆の国の実績や行財政運営審議会の答申結果などから総合的に勘案して、町長としても既に民設民営化の方針を表明してるところでございます。

職員の待遇改善につきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業において、さくら保育園、つくし保育園も本事業の対象とされており、補助基準額を超える内容で処遇改善が行われていると聞き及んでおります。これまでも民営化されているため、統合になる新しい園になることが職員処遇にどう影響が出るのかは町としては明言できませんが、少なくとも職員数に余裕は生まれることや、公定価格による運営の安定などが見込まれ、好影響を与えるのではないかと考えております。

サービスにつきましては、民間保育園施設の利用認定や保育料については、制度上、公設、民設での違いはなく、利用者の影響はございません。町財政の負担につきましては、民設民営には建設費、運営費に国、県から補助があり、町の財政負担が軽減されます。

保育の責任につきましては、公私連携協定によって職員配置や提供する保育などに関与し、適正な運営が行えるよう支援、指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、給食費徴収に伴う教育委員会、学校、教師の事務負担の現状についてお答えします。まず、学校教職員の事務負担の現状であります。現在、給食費の徴収につきましては、公会計化をしていますので、学校教職員の事務負担はございません。教育委員会につきましては、5月の当初賦課業務、毎月の徴収業務、3月の精算業務がございます。そして、現年度の滞納者対応といたしまして、督促状の作成、送付、電話連絡、家庭訪問、納付による収納処理を行い、できる限り年度を越さないように努めております。また、過年度の滞納がある方についても、督促等の対応を重ねながら、額の多少はありますが、収納いただいております。

次に、完全無償化とした場合の町負担の試算額を求めるとの問いにお答えいたします。現時点での小学校の給食費1食単価290円、中学校の1食単価345円、それぞれの児童生徒数、給食提供回数約190回をベースに概算で試算しますと、小学校で約2,750万円、中学校で約1,650万円、合わせまして、町負担額は約4,400万円の試算額となります。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 第1点目のごみ問題です。前回の質問を積み残しました。その点についてお伺いいたします。前回配ってくれたのと同じ内容の資料を配ってもらっております。具体的な減量策、町が毎年出される一般廃棄物の処理計画書の中には、最後のほうで、ごみの減

量化についてどのように進めるかっていうことを項目で掲げているわけですよね。先ほど町長がおっしゃったような、生ごみをどうするか、事業系ごみをどうするか等について、業者に働きかけること等を毎回述べているんですよ。具体的にどのような取組であったかっていうことを聞きたいと思うんです。

その前に、町は減量化計画として、将来にわたっての減量化計画を出してると思うんですが、数字をちょっと示していただけますか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。南部町一般廃棄物減量化計画になりますが、令和3年度から令和5年度の計画になっております。目標値としまして、排出量及び1人1日当たりの質量としまして5%削減を達成するように努める。あと、リサイクル率として、令和5年度にはリサイクル率37%以上を達成するよう努めるとしております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1人当たり5%の減量化、リサイクルが37%以上、これは令和5年に達成できる予定ですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。今現在まだ達成をしておりませんが、あと少しで達成する見込みになっておりますので、令和5年度末までに達成するよう目指しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 自然的に今達成するというのは、人口減を想定してるわけじゃないんでしょう。何らかの取組をしなければ減量化は達成できないと思ってるんですけども、自然減で達成するわけじゃないですよね。どのような取組をして減量化するつもりなんですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。ごみ処理の目標値というのをしております。ごみ処理量と、あとは集団回収、あとは直接資源化量、中間処理後再利用量、あとは、リサイクル率っていうので目標を設定しております。令和元年の状態でごみ処理量が2,882トン、令和5年の目標としましては2,865トンのようにそれぞれ下げていております。

ごみ処理量ですけども、毎年下がってはいるんですけども、事業系のごみが増えた年もあって上がったりする年もあります。平均的には人口減か分からないですけども、どんどん下がっている状況にあります。

あと、集団回収ですけれども、こちらは毎年やってもらってるんですけれども、昨年度はコロナ禍によりちょっと行ってもらえなかったんですけども、令和4年度は行ってもらっております。

あと、直接資源化量ですけれども、直接的に資源を減らしていくものになってはいますが、こちらのほうも令和元年は255トン、令和5年には288トンまで直接資源化を増やすということを目指しております。

リサイクル率ですけれども、こちら、令和元年が31.4%を36.2%に増やしております。こちらのほうは広報をしたり等しております。あと、ごみの堆肥化の補助、あとはごみの燃料化等の補助、無料の堆肥の機械を貸出し等を行っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に聞きます。先ほど担当課のほうがごみの量をどうして減らすかって言ったときに、今おっしゃってくださった内容ですよね。資源化にするとか堆肥でもってするとかしてるんですけども、町長、あなたが先ほど今回答えてくれたのも、12月議会で答えてくれたのも、何言ったかって、排出抑制だって言ってるんですよ。排出抑制が一番だって言ってますよね。排出抑制の取組はどうなるんですか。出さないことの取組についてどのようにしてるかっていう点で、これについてはどのように考えますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。コロナを理由にしてはなりませんけれども、この辺りの取組や住民の皆様との認識を共有することが一番の課題だろうと思っています。先ほど冒頭で申し上げましたように、消費者としてごみを出さないために、まず、不要なものを買わないだとか、リサイクルができるものを優先的に買うだとか、そういうことがまず根本になればごみの量は減らないと、このように思っています。もちろん生ごみのコンポスト化だとかそういうところについては、これからも現在ある制度をしっかりと利用しながら普及させていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 排出抑制への取組をどうするかっていう点では、ごみを少なくしないといけない。そもそものごみの減量化の話ですよね。具体的に出たごみをどうして排出抑制してリサイクルの推進とかなんとか、そもそも排出抑制をするには、ごみを減らすのには、先ほど町長が言ってるのはいつも理念論なんです。住民がそのことよく努力せんといけんって言うんですけども、排出抑制に向けてしなければならないことあると思いませんか。事業者にごみを出さない方法をどうするのかっていう問題です。住民にはごみを減らす方法としてどうい

うことがあるかっていうところには、町長もいつも言っている一番には製造者責任があるから切りがあると思うんですね。でも、具体的にどうするかという取組がなければ、町が減量化に取り組んでいると言えないのではないのでしょうか。

今日出してくれた資料、軟プラ、硬プラの収集量、処分方法、具体的に問うていきますね。軟プラでは、令和3年度54.14トン、これは資源にしていますよ。硬質プラスチックはリサイクルプラザにて破碎、埋立てをしている。もう一つは、三光にて焼却している。いずれも焼却しているわけですね。

1つ問いますが、プラごみが今度一つのごみになってきます。一つのごみになって何らかの形で再資源化、商品化しないといけないわけですね。米子などではこの硬質プラ、軟プラを取った場合には14%近くごみの量が減るんじゃないかっていう、そういう数字が出ていました。ちょっと聞きますけども、南部町でごみの軟プラと硬プラを取った場合、燃やしていくごみというのはどれくらい減ると思ってるんですか。

○議長（景山 浩君） 暫時休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今担当にも聞きますけれども、試算はしてないということです。御存じのとおり、南部町の場合には徹底して軟プラをやっていますので、ここへ出てくる焼却用のビニールというのは、汚れてて使えないようなごみですね。それを可燃ごみとして出しているということになろうと思っています。ですから、購入時点でそういうものの購入量を減らさない限り、ここが直接米子市のように今まで燃やしていたものが減るということは数字としてはあんまり大きく出てこないではないかと思えます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が今回ごみ問題を質問していますのは、町長、何のために質問の趣旨及び背景を4分近くかかって述べたかということ、ごみ問題は地球環境問題として公衆衛生の問題、財源の問題から見て、この3つの観点から、一番下に書いてあるように、今回この問題を考えていった場合、その3つの面から見て、西部で広域化することが環境、財政面からもいいのかっていうところを言っているんですよ。問題提起しておりますから、そのつもりでお答え願

いたいと思うんですね。

何が聞きたいかという、今回のプラスチックを一括処理するだけでごみの焼却量減ってくるのではないかって聞いているんですよ。そういう趣旨なんですよ、聞いているのは、お分かりでしょうか。西部広域のごみ計画というのは、各町村の燃える量、焼却量も出しているんですよ。その中には残念ながらプラスチックも入っているんですよ。米子市なんか計算したら、それが10%違ったら規模が大分違ってきますからね。南部町の場合は、西部広域のことを置いといても自分とここで減量化していかないといけないし、プラスチックのごみ減らしていかないといけないっていうんですから、これを軟プラ、硬プラを進めた場合、このビニール、皮革、ゴム、合成樹脂の冬場が19%、夏については30%近くいくこの数字にどういう影響してくるかっていうことを聞いているんですよ、それどうですか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。プラスチック類を分別して、収集をして、最終的に処理する場合は、その分、可燃ごみは当然減るものというふうに思っておりますが、量等はまだ出ておりませんので、把握しておりません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、お聞きになったように、自分たちの排出するものを考えないといけないんですけれども、今課長が述べられたように、今度一括してプラごみ集めることになったら、今まで私たちが軟プラじゃなくて硬質プラスチックとして焼却に出しているごみあるんですよ、ありますよね。はさみで切れる範囲の分は出しましょうって言ってるじゃないですか。その分も全部プラスチックで処理するんだから、当然このビニール、皮革、ゴム、合成樹脂の19%、このほとんどが合成樹脂なんですよ、ですよ。プラスチックなんですよ、ここ。そこが減ってくるんですよ。ということは、ここで1つ減ってきますよね。

次に聞くのは事業系ごみの現状で、可燃ごみが328.8%ありましたが、これは全体の量のごめんなさい、12月議会で答えてもらったんで、全体の量の十何%っておっしゃいましたっけ。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。16.2%になっております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、事業系ごみが16.2%、この可燃ごみの中には事業系生ごみも入っていますか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。おっしゃるとおり、入っております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、事業系ごみの中には、この中には生ごみも入っている。これを別途処理することを求めていくとさっき答弁でおっしゃった。可燃ごみの多数は紙ごみです。そうですね。紙ごみが多いんですよ。その紙ごみを分別してもらって、事業系ごみはしやすいのでしてもらったら、ここでも事業系ごみが、16.2%がこの数字が大分動いてきます。

3つ目、この焼却ごみの中の厨芥類が、前回、冬場では31.7%ですが、夏では9.9%も下がってくるんですよ。これを処理する方法でいけば、うんと減ってくる。減ってくれば自然と焼却ごみが少なくなるわけですよ。この数字の目標を今後出していきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。厨芥類の目標の数値ということですので、出していきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 生ごみの減量化の最後の質問です。

具体的に、生ごみについては、公共施設から出てくるものについて堆肥化を検討するつもりはないか。公共施設等ですね。

そして、境港市がやっているような住宅団地等でモデルとして生ごみを収集する方法を考えてはどうか。

3点目、コンポストの補助の抜本的な増額を図ったらいいのではないかと、この点についてどのようにお考えですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。

いわゆるコンポスト化ということだろうと思いますけれども、これは進めていかなければならない事案だろうと思っています。西伯病院でも入れました。よい点とやはり悪い点があるという

具合に認識しておりますので、それらを検討しながら今後の対策の課題といたしたいと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それをぜひ実施していただきたい。事業系ごみについては時間がないので、また今度にします。

ごみ問題のもう一つ、最後の問題。不燃ごみでは南部町ではごみの有料化していませんが、8市町村、ほとんど不燃ごみについて有料化しています。これが西部広域で一体になった場合、私たちは西部広域化反対してるんですけども、この点について、町長は住民に対してごみを出すときの有料化等は考えていないとここで明言できますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。現在のところ、私の正副管理者会の中でそのような内容の点は聞いておりません。事務レベルで話が進んでる点があるかもしれませんが、私の耳には入っておりません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 入っていないのではなくて、実際に米子市やほかの町では不燃物を出すときにゴミ袋を買って出しているんですよ。これを有料化っていうんですよ。ところが、南部町はそういうことをしていませんよね、今、そうですね。不燃物自体お金かけてないんですよ。8市町村やっているけれども、それを南部町は継続すると明言できるかって言ってるんです。現状分かりましたか、それについて。いや、明言すべきです、取らないと、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 原則、今まで無償だったものを有料化する場合には、皆さんにまたしっかりとお諮りしたいと思いますけれども、現時点で私にそのような考えはありません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 現時点でないということは、もし、統合に向かったらいけないんだけど、一緒になったときそれは主張していただきたいし、各町村独自で考えることだという立場を堅持しておかないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、濃縮水の問題です。この濃縮水とエコスラグセンターをなぜ上げるかということ、町長は先ほどのほかの議員の質問に対しても、なかなか財政的にゆとりがないときに、いわゆる入を量って出るを制すということが言いたかったと思うんですけども、このごみ問題で無関心でおればとてつもないお金を使ってしまうことになるという例は2つなんです。

1つは、濃縮水処理施設、これは前回も出していただきました。今回もこのお金が出るので西部広域の負担金が上がっていますね。2,000万近く上がっているんですよ。町長は金がない金がないと言いますが、黙っとったらごみの代金がどンドンどンドン増えていってるわけです。それで、今回、濃縮水のこの施設、処理のお金も今回出してもらいました。全部で建設費が9億1,200万かかると言ってるんです。これは当初してたときに予定がなくて、おっしゃってたように、平成15年にこのままではいけないということで、RO膜を処理するときに、ダイオキシン類を取ったものをまた元に戻しとったわけですよ。元に戻しとったら、何年かたったらいっばいになるの目に見えてるんですよ。それを今回2年間お金かけて、南部町では総額4,700万使って、全体では建設費が9億1,270万、維持管理費が1億2,000万かかってくるという数字は出てるわけですね。これは、いわゆる建設費は償還された分をまた戻ってくるので実質の負担はありませんよというか、それを引いても年間635万2,000円のお金が今後かかってくるわけです。これは13年までしか計算していないって言いますが、13年まで不燃物処理場の稼働するのに、それ以降もお金がかかること目に見えてると思いませんか。町長、それは何年ぐらいと想定できるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。

明言をできないということで事務方は言っていますけれども、これまでの他のこういう最終処分場の事案であれば15年から20年程度は必要ではないかというふうに私は聞いております。

（発言する者あり）完了から。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうなんです。令和13年まで635万払い続けます。予定では、令和13年以降に新しい施設ができればそこにも何億か負担していかないといけない。ところが、今の処理場についても、令和13年から15年から20年の間このお金を払い続けられないんですよ。不燃物処理場っていうのはそういうものですね。1つに集めたら処理することもすごくお金が高つくということです、ですね。お金がかかっている。

もう一つ、エコスラグセンター。もうこれは済んだことですが、驚きですが、これまで11年間動いただけで、人件費を除いて、稼働期間11年、稼働停止後を見て、総額約90億円の負担がかかっているんですよ。解体するのに8億円かかる。先日、2月の24日、私たち見に行ったんですけども、その担当者が、造った方々はこれを解体するときとかこの処理を考えといてほしかったって言っていました。担当者からすれば当然の話ですよ。それをこのエコスラグ

センターは、町長は時代の変化でその都度決定したと言いますが、12月議会の町長の答弁を私まとめてみました。そこで見たら、平成16年に始まって26年に都合が悪くなった。10年間で大幅な処理費用がかかる、修繕がかかるという、27年に稼働を停止したんですよ。その後、プラスチックの選別処理施設に機能変化しますよって言ったけど、1年もたなかったんですよ、そうでしたね。ころころころころ変わって、最後には、もう使っとったら建ててるだけでお金がかかるので、解体するという方針を出したんですよ。建ててるだけでお金がかかるのは見に行っでよく分かりました。いまだにファンが動いて、そこにいわゆる毒性の持つものがあるからですよ。封じられて、私たちが入ったときはファンがばあっと回っているんですよ。それを維持しとったら、あるほどお金がかかる。これは町長、私たちが西部広域で各議会がしっかりと検証することができなかったんですけども、西部広域の見込み判断と無駄遣いというものではありませんか。ちなみにここではエコスラグセンターでスラグを作ると言っていたんですけども、スラグの売上金額ってどれぐらいかつかんでますか、11年間で。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。エコスラグセンターのスラグの販売額はつかんでおりません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私、担当課長に聞いたつもりないんですよ。残念ながらここは、広域議会っていうのは歴代の議長と町長が出てますからね。担当課もつないどかんといけないと思いますが、これ、私たち現場で聞いてんですよ。一体11年間でエコスラグセンター、鳴り物入りでしたけれども、それでお金をつくっていきって言ったんですね。11年間で162万円ですよ。もう膨大なお金使いながらそれで失敗したという、11年動いて、閉じて、次に用意したのも駄目になって潰れてしまって、今、サウンディング市場調査で誰かに使ってもらおうかって言ってるんですね。見に行ったら分かりますけども、あそこが使えるのは産廃業者じゃないと使えませんよ。

町長、結果として、ごみ集めて、私たちが出した不燃物やそれのごみの処理のやり方は、いろんな検討を加えたと言いながらも、総額90億を超えて11年間しか稼働しなかった。こういうことを考えたら、このエコスラグセンターというのはやはりお金の使い方の問題があったと言わざるを得ないと思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。

元を遡れば、これは最終処分場のこのまま投げとけば満杯になって、最終処分場を次また構成市町村のどこかに造らざるを得ないということが起こったこと。それから、当時のダイオキシン、灰を埋めますので、ダイオキシンが与える影響というものを、いわゆるお金がかかっても安全に処理しなければならないという大きな命題があった結果だろうと思っています。私もスラグはそのぐらいのお金になったというよりも、スラグで回そうとしていたということを初めてお聞きしましたけれども、私の認識としては、スラグというのは路盤材だとかああいうことに使ういわゆる鉄工所の廃材で、そんなお金になるものではないという具合には認識ありますけれども、もし、そういう、もともと計算がそういうところにあったとすれば、初めて聞かせていただきました。当時そのようなダイオキシンであったり、それから、何段もたしか最終処分場はかさ上げしてますよね。そうしてでも最終処分場を維持していかなければならなかった構成町村の厳しさ、それから将来の安全の確保、その結果が今回このようなエコスラグセンターに至ったり、それからプラスチックの分別に至ったり、いろいろなことをしてきたと思います。お金は確かにかかっていますし、それが全て成功したという具合に私も思いませんけれども、その時代時代を構成市町村が、そして、その議員が一生懸命力を合わせて地域の住民のための選択した結果が今ここにあると思っています。

ですから、私の立場の中で、それは無駄遣いであったんではないかと、このような評価を私はできません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） エコスラグセンターでもう一つ言うのを忘れていましたわけではないですけども、町長の中に入っていないのは、このエコスラグセンターというのはそもそも米子市が入ることを想定して造ったものではないんですよ。その時期にちょうど米子市は灰溶融の大きなものを造ったんですよ。それで計算が狂ってきたんですよ。このときに、覚えてる方は覚えてると思いますが、エコスラグセンターなぜ造ったかというのと、このときに同時に米子市をのけた町村で1つの中間処理の焼却施設を造るという予定があって、それが南部町に、旧会見に来たわけですよ。それを蹴りましたよね。その話が頓挫したんですよ。残ったのがこのエコスラグセンターだけが一人で動いたんですよ。それを考えれば、このエコスラグセンターというのは西部広域組合で見れば無駄遣いの象徴なんですよ。何でかいうと、起こったことを弁償しろって言うてるんじゃないんですよ。今度8億円かけてするものも負担が来るわけですよ、町村に。なぜかというのと、このごみ問題というのは身近な問題であって、ごみを出しているところで処理するというのが本来の在り方ではないかっていうことはずっと地方自治体の中で協議されてきたこと

なんですよ。もうちょっと言えば、ごみを集めれば集めるだけ負荷が大きくなる。金額は倍になる。御存じだと思いますが、この10年間で焼却炉の1トン当たりの単価が9,000万円から1億4,000万に跳ね上がっている。これを聞いただけでもお金がたくさん出ていくわけですよ。

3つ目の点のごみ問題でいえば、私は、ごみは資源になり、町内でやれば雇用もできて一つの産業に興し得ると思っています。それを西部広域に持っていったとすれば、十分な論議もなしに今250トン級の炉を造ろうと言っていますが、南部町で見ただけでも10%以上は確実に減るんですよ、ごみは。当然250トン何がしの炉は変更しなきゃならなくなってくるんですよ。だとすれば、そういうところにお金を使うのではなくって、町村でさっき言った排出抑制をするために業者に補助金を出すとか、住民への負担を少なくさせるために支援金を出すとか、そこにお金を使っていったほうがごみ政策では、環境面にしても、財政面にしても、世界的に問題になっているCO₂の問題にしても、一番解決できる方法ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えしたいと思います。

今までやってきたこの西部広域でのごみ政策から南部町が離脱せえという、もしそのことについて町長の考えということであれば、今そのような考えはないというふうにお答えしたいと思います。確かに燃やすごみ政策と燃やさないごみ政策があるということはこれまでもこの議場の中で何度も議論いただきました。しかし、南部町1町村で、今西部広域でこれまで長期的に取り決めた中で動いてきた点を南部町がここで離脱するということは、私は考えられないと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は離脱するかどうかという短絡的な決め方じゃなくって、何が言いたいかという、自分とこのごみを南部町長として、南部町のごみの在り方やごみの現状を見ながらどうすることが環境面や財政的にいいのかっていうことを考えていただきたい。いろんなことを提案すれば、すぐお金がないって言いますからね。それが出を制す町長としての責任じゃないですか。そういうことを求めておいて、次の問題に行きます。

学校給食の問題です。学校給食法では、学校給食法で保護者負担が決められているところから、先ほど言いなつた、2018年に財政的には町が給食費を負担することについては禁止していないと、2018年とおっしゃいましたが、これをもう少し古く、うんと古いときからこの問題っていうのは見解として出てたわけですよ。ところが、今回、2018年の国会でそのことが明らかになりました。町長としてはどう言ったかという、こう言ったんですよ。財政的

な基盤が異なる中で一律にこういうことをするのは難しいとおっしゃったんですね。きっと大きな市はいいけれどもっていうことだと思います。今250ある中で、東京都23区内で、少なくとも5つの区が学校給食の無償化を令和5年度から始めるんですよね、御存じだと思いますが。このときの合い言葉になったのは何だか知ってますか。「学校給食費無償化しても予算の1%以内だ」ってというのが合い言葉になったそうです。南部町では今回70億。先ほど聞いた教育長からの意見では約4,000万ですよ、1%以下です。そういうことといえば、財政の規模ではなくって、ここでいえば、以前から文科省が言ってるのは、この法律では何ら地方自治体が、義務教育ですからね、義務教育ですから、何らこのことを全額無償化することについて禁じているわけではないどころか、市町村によっての対応ができるということを言ってるんだっていうことを以前から言ってるわけですよ。だから、どこでもやってきたわけですよ。要はお金の使い方の問題ではありませんか。

学校給食は食育としても位置づけられてるわけですよ。そういう点を考えたら、町長も頭の中にある住民の暮らしが今大変で、負担が大変だというときに、義務教育に責任を持つ地方自治体である町が、その小・中学校の子供たちに学校給食無償化するということは非常に合理的な支援策だと思ってるんですよ。4,000万と言いましたが、もう少し詰めたいと思います。4,000万、この中には就学援助が約11%今ありますが、その就学援助の分の方は入っているんですか。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。就学援助世帯の給食費のほうも入っております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 給食費の方の分も入れて4,200万だって言うんですよ。とすれば、現行にすれば、給食費、調べてみたんですよ。学校給食費、要はどれぐらいになるんだっけ。111人いらっしゃいますよね。111人いらっしゃる方々が大体小学校で約年間4万幾らですね、4万7,000円、中学校で5万4,000円払うんですよ。約何%、15%がもうお金払ってるんですよ。ということは4,200万下がってくる、下がってくる。どうですか、町長、4,000万要らないんですよ。これって、全国の合い言葉になった総予算の1%よりうんと少ないじゃないですか、0.5%ですよ、それができないって言うんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。総予算の1%、明石市長がしきりに言われてるのが、私もあの方と一緒にこの議論をしたことがありますので、よく覚えてます。東京23区の話が

出ましたけど、杉並区は予算がなくて現実にできない。区長さんがたしか公約として上げられたんだけど出せなかったという現実もあります。そういうこともあって、そういうこともあって、私は町村会として県を通じて、国に対して、今やこの給食の問題というのは国が面倒を見る義務教育の中の必要経費だと、こういう考え方で皆さんと要望したところでございます。町の中でこれが絶対できないのかということで、今ここの議論の中で私がここで御答弁することは多様な今回予算の3月議会でございますので、提案してない議案の中で私がころころ考え方を言っはなりませんけれども、一番冒頭の施政方針でも言いましたように、今、国が6月の骨太方針の中で、これからの日本の子育て支援というものをどう考えるか。これ、人口問題として考えようとしています。この方針をしっかりと見極めながら、では、それを補完する地方自治体としてはどこをどうするべきなのか。こういう議論に発展させていくべきではないかと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私はその町長の姿勢を応援してるつもりで言ってるんですよ。保育所の保育料を下げる時のことを考えてみてくださいよ。今無償化始まって。あの無償化の動きって地方自治体から起こったんですよ、鳥取県も頑張ってる。今、文科省は去年の9月にアンケート取ったら、地方自治体の97%が、学校給食を、コロナの交付金ありましたよね、それで取り組むって言ったんですよ。コロナが終わった段階ですよ、段階でも、引き続きするところが増えてきて、今250になってるんですね。

町長、日本国憲法は基本的な三本柱で、基本的人権の尊重、国民主権と国家主権、それから平和主義。それとね、議会制民主主義と、もう一つ、地方自治なんですよ。地方自治が今こそ発揮すべきは、こういう動きがあるときに、今多くの自治体が学校給食無償化してることは何を言ってるかということ、国にしろって言ってることなんですよ。声を上げていくのと同時にそれを実践していきながら、声を上げていく。これは地方自治体の町長の一番にできることではないですか。そういうことをしながらその声を大きくして、一刻も早く国が学校給食の無償化に取り組んでいくために貢献していただきたい。そのことを言って、次に行きますね、時間がないですから。

保育園の問題です。保育園の問題では、特に民間に移管をしたら待遇改善はよくなるのかっていったら、よくなるということをししゃべっているという声も入ってきたんですね。それで聞くんですけども、今、伯耆の国に出している民間の保育所には今回も1億7,000万円の指定管理料が出ています。これです。この1億7,000万円っていうのは、保育公定価格だけなんですか。普通で考えれば、公定価格プラス一般財源が上乘せしてると思うんですけど、それはどうです

か。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。現在指定管理でお出ししていますのは公定価格ではなしに必要な額というか、これで算出しているものでございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですよ。公定価格でやったらこんな金額出ませんよね、出ませんね。今、全体で約5億近い保育所の費用がかかっています、保育園費が。これもです。この5億の中で公定価格というのはどれぐらいの割合を占めるとお考えですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。今現在算出した資料というものがございませんで、お答えはちょっとできません。申し訳ありません。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、2分を切っております。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、一番大事なところです。待遇はよくなるか。民間移管した場合にそこに補助金が入ってくると言います。国からの補助金は公定価格です。御存じのように、公定価格のみでは今の給料を維持することができません。だとすれば、町からお金出るようになるわけですよ、それはどうですか。副町長は財政審議会でそのことを言ってらっしゃる、どうですか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。財政運営審議会のところで試算で出したところの話は、今は指定管理の場合には委託料で出ているものが、今度は民間ということになりますと、民設民営になると公定価格という形で国から決まった金額ですと。その決まった金額の中に町の負担部分もあるというような説明をさせていただいたと思います。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 指定管理に比較して、公定価格によって増える増えないというような説明はしていないと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 公定価格というのは、私立であろうが町立であろうが一緒なんですよ。ということは、公定価格で賄えると思わないということは、公定価格の町負担以上に町負担を出さなければ、今の伯耆の国の職員の給料は保てないんですよ。どうですか、それは。

(発言する者あり) そうですよ。

○議長(景山 浩君) 休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時06分再開

○議長(景山 浩君) 再開します。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長(大塚 壮君) 総務課長でございます。令和3年度の交付税で申しますと、普通交付税でございますけれども、公立保育所等に係る部分ですが、基準財政需要額ということになりますけれども、その中で町全体では約1億2,500万円。各園の配分としましては、あくまでも算定でございます。すみれこども園につきましては約4,000万円。ひまわり保育園については2,300万円。それから、さくら保育園、これが2,500万円ぐらい。それから、つくし保育園については3,600万円相当というふうに試算していますが、計算上はそういう数字になっております。以上でございます。

○議長(景山 浩君) 真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 町長、さくら、つくし、2,500万、3,600万、6,100万です。1億7,000万出していますが、その半分もいわゆる公定価格が来ていないということで超過負担が半分以上あるってということなんですよ。これを民間移管した場合にはどうするんですかと聞いてるんです。このお金がなくては今の給料保てんわけですよ。ということは、民間移管になっても給料保障していこうと思ったら、町からの補填がなければできないと。これが明らかではないですか。民間移管で財政的に明らかになると言いながら、財政的に負担が減ることはないんですよ。ないどころか、増やしていかないといけないわけじゃないですか。それをすると、そのことを語らないで待遇改善ができると思うのは、これ、夢物語ですよ。事実を反している。こういうことも含めて、民間移管では何がよくなって何がいけないのかってことを財政的にもサービスの面からもする必要はある。10年間やってきて様々なサービスができたかと言っていますが、早朝保育、これも今はさくらやめて、つくしだけです。1園の早朝保育のみです。休日保育はできていない。こういうことを考えた場合、財政問題を考えても、サービスで考えても、今民間移管することのメリットは考えられない。そう思いませんか。そういう立場から私は民間移管については慎重さを求めると同時に、この大本になっている2園の統合というのはやはりどう考えても2園は、今指定管理しているこの2つの園ですよ。会見から考えた場合は、

今後の保育園を考えたら一番老朽化しているひまわりをどうするか。ひまわりとさくらとの統合とも検討してもいいんじゃないかという意見も出ています。なぜこのような不自然な2つの園が一緒になろうとしているのか。この背景見たら、やっぱりどうしても言わないといけないのは、先に民間移管ありきで、これは町の判断ではなく、残念ながら町が指定管理しているその福祉法人ですね、福祉法人の立場から出てきたものではないかと。今までの、昨日の話を聞いてても、今後の廃園になった園の使い道すら検討していないんですよ。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、まとめてください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、分かりました。

保育園についていえば、パブリックコメントで聞いたと言いますが、あのパブリックコメントよく読んでください。民間移管は1つ、総合的に判断して民間移管がいいと思った。これだけじゃないですか。定数問題も最後に90人って出てくるだけです。あなた方のやろうとしていることは、住民には何ら説明せずに……（発言する者あり）一番大事な保育園2園を廃園にして民間に渡すことを住民に伏せているとしか思えない。元に戻ってきっちり最初から……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 説明することを求めて質問を終わります。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分休憩

午後2時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、2番、加藤学君の質問を許します。

加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議長からお許しが出たので、壇上からの質問をさせていただきます。今回取り上げているのは3点です。

1点目は、インボイス制度について。昨年12月議会で取り上げたときに、農家で飼料米を生産していてJA以外に出荷している農家の方から、今年10月以降インボイス制度が始まったら、消費税分の値引きを求められた。この話が発端になっております。12月議会において陶山町長からは、南部町の中で販売を行っている農家には影響が出ると言われております。今回私が取り

上げるのは、南部町食材連絡協議会、通称食材会議です。この食材会議、これは今回インボイス制度ができた場合、影響があるのかないのか。食材会議は現在、小学校、中学校の学校給食はもちろん、保育園、それから西伯病院、伯耆の国が運営をしているゆうらく、以前は祥福園にも納品をしていました。祥福園は今自分のところで食事を作らなくなったので野菜の依頼がなくなっておりますけれども、伯耆の国が運営しているゆうらくとつくし保育園とさくら保育園、それから給食センターは、現在、これ、指定管理に出しておりますので、そこで指定管理を受けている会社。さらには、西伯病院においても現在食事を作っているのは西伯病院ではなく別の会社が行っている。これらのそれぞれの会社、これにおいて、今回インボイス制度が発行になった場合、先ほど述べましたとおり、JA以外にお米を納品されているところは消費税分の値下げを求められました。もし今回インボイスが発生した場合、学校給食食材会議がインボイスが発行できなくなった場合、その場合、現在の野菜の注文の量が減るのではないかと。このことを私は一番気にしております。今回一般質問で取り上げることにしております。

また、12月議会で、一般質問でインボイスのときで取り上げなかったことは、今回インボイスが導入された場合、その事務手続が大変複雑になるということです。まず、8%と10%の消費税で請求書を分けなければなりません。それから、また、それらについてそれぞれの項目で全部分けて保存しなければなりません。今回、水道料金と下水道料金はインボイスを発行するというふうには聞いておりますが、その場合の事務手続はどのようなことになるのか、この2点についてインボイス制度の問題として質問します。

それと、通学費の補助の問題です。1月に大雪になり、今回多くの議員が除雪の問題で取り上げられておりますけれども、私はこの大雪の問題でちょっと違う話を耳にした、直接聞いております。

1つは、雪が積もってバス通学ができなくなって自家用車で送迎することになった。しかも、これ、1日では終わらなくて、何日間か自家用車で送迎した。こういうふう聞いております。この方は現在でも時々高校生の送迎を行っている方です。しかし、クラブ活動で下校時間が不規則になる場合、こういったときは必ず送迎に行かなければいけないという、そういうことになっています。さらには、今年の4月から高校生に上がる子供さんを抱えている家庭の方に対して、高校生になったら車での送迎が必要になるから心積もりをしておいたほうがいいですよ、こういったアドバイスをされているそうです。

現在、米子市と南部町を結ぶバスの本数が少なく、また、乗換えが不便で、クラブ活動を行うと車の送迎が必要な家庭が存在します。私はこれらの車で送迎している方に対して、車で送迎し

ている方のガソリン代もしくはそれ以外の部分で送迎の補助が必要ではないか、そういうふうに考えております。現在、JRとバスの通学については半額の補助がなされていますけれども、車で送迎されている方にはそれがありません。車で送迎されている方には車に送迎するだけのガソリンの補助、そういったものが必要になるのではないかと。この点を考えて一般質問に入れております。

それと、もう1点は、バスで通っている方、車で送迎されている方とは別に、自転車で通っている方がいらっしゃいます。こういった方々をもし不公平なく補助するのであれば、送迎ではなく、現在ある児童手当、これが中学校までですが、これを高校3年生まで広げること、このことが一番公平ではないかと考え、一般質問で取り上げております。

そして、3点目は増税の問題です。これは2023年度、国の予算は1兆4,381.2億円、前年に比べて6.3%の増額になっております。過去10年間の平均の増額は1.77%です。また、過去10年間遡って一番前年対比で増加があった年でも3.8%です。6.3%の国家予算が増えた。これは初めてでちょっと異常なことではないかと思えます。ただ、その原因について、軍事費、防衛関係費といいますか、これが防衛力強化資金への繰入れも含めて4.8兆円増えています。この4.8兆円という金額ですけれども、一般会計増額分、総額の中の6.8兆円のうちの約70%を占める数字です。この数字が大きかったために今回6.3%という増額が起こっているのではないのでしょうか。

また、これに伴って昨年12月16日の時点では、自民党政調会長は防衛費増額の財源として復興特別所得税の一部を転用し、法人税、たばこ税の増税、この方針を了承しました。ただし、会議で反対論が多かったために、増税開始時期は2024年以降、2024年以降の適切な時期ということになっていて、はっきり明確になっておりません。そもそも復興特別税は13年、東日本大震災の復興を目的とした特別処置法に基づいて創設されています。これに対して、所得税に25年間2.1%を増額して活用する。こういうふうなことになっておりますが、自民党税制調査会ではこの所得税額に1%を賦課して防衛費の増額に転用をし、そしてその期間を延長をする、こういうふうなことになっております。東日本の復興はまだ完全に終わっているわけではありません。また、原発事故が原因で、いまだに地元に戻ってこられない、こういった方がおられる中で、この復興財源の転用というのはあまりにもひどいやり方ではないのでしょうか。

また、それ以外にも、軍事費を5年間で4.3兆円増税するという計画ができております。この4.3兆円のうち約25.9兆円、これは今までの軍事費、残りが1.7兆円ありますが、この1.7兆円に対して現在のところどこまで手当てができていますのか。1番目は、3兆円が歳出改革、2番

目が3.5兆円が決算余剰金の活用、3番目で4.6兆円が埋蔵金、よく時々出てきますが、埋蔵金の使い方、そして4番目で税額分とありますが、これに関しては金額が決まっておられません。またあと、2.5兆円として、防衛力整備の水準達成のための工夫という何か訳の分からない名前で約17兆円が使われることになっています。この中で増税につながっているのは、増税分と、それから、もちろん、先ほど述べました復興費の問題です。これらの増税分の問題が南部町民にどのような影響を及ぼすのか、これについて質問いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 加藤議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、インボイス制度についての御質問をいただきました。昨年12月議会で同様の御質問をいただき、農業関係の側面からですが、本年10月から導入されるこの新しい制度に対する行政としての方針等を議論させていただきましたので、十分御理解いただいているものと思います。

まず、1点目の学校給食食材連絡協議会はどうなるのかについてですが、議員御承知のとおり、このインボイス制度の対象となる事業者は、課税売上げが1,000万円を超える事業者などの一定の要件を満たした課税事業者です。南部町食材供給連絡協議会はこの要件に該当しないことから、協議会としての登録は現時点で考えておられないと伺っています。しかしながら、協議会の販売先、いわゆる取引先の中には、インボイス制度の適用となる事業者もあり、また、食材を提供いただく生産者、これは協議会の会員さんのことですね、にもインボイスが必要な方もあるかもしれません。個々に確認しながら、実態を捉え、協議会として適切な対応が図れるよう指導してまいります。

次に、上下水道の消費税の扱いはどうなるのかについてお答えします。消費税については、課税売上げが1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります。本町においても、上水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業のいずれも消費税の納税義務があります。インボイス登録のない社からの消費税額については仕入れとして差し引くことができないため、各事業者が不利益を被ることがないように、本町においてもインボイス制度の導入に向け、不備や遅れがないようにしっかりと準備を進めていきたいと考えています。

最後に、国へインボイス制度廃止を求めるとのことですが、12月議会での答弁の繰り返しとなりますが、社会保障・税一体改革の中で消費税が果たす役割は、年金、医療、介護、少子化対策などの基幹税であり、その適正化から、制度の廃止を求める考えはございません。

続いて、高校生の通学費について御質問をいただきました。

まず、1点目の車で通学してる生徒への補助を求めることについてお答えをしてみたいです。現在、高校生の通学費に係る補助につきましては、平成26年度から高校等通学定期券助成事業を継続して実施しております。これは、少子化対策と公共交通の維持を目的に行っているものでございます。路線バスや鉄道で高等学校や高等専門学校に通学する高校生の定期券、回数券の購入費用の半額を助成しております。今年度は、令和5年2月末現在で112名の高校生に利用いただいております。公共交通を守るという趣旨もありますので、現状で御理解をお願いいたします。

次に、児童手当の範囲を高校生まで広げることを求めるについてお答えします。この手当は国の児童手当法に基づく制度であり、現在、制度の見直しが国会で議論されていると承知していますので、答弁を差し控えさせていただきます。

最後に、増税について御質問にお答えします。町民に対してどのような影響が出るか考えるのかとの御質問でございますが、防衛費増額の財源については、国で検討、議論されてると承知しております。御質問の、町民に対してどのような影響が出るかについては、具体的な内容が示されていませんので、この場での発言は控えさせていただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 加藤学君の再質問を許します。

加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。まず最初、インボイスの問題ですけれども、食材会議のほうではインボイスを発行しないという御回答でしたけれども、昨日、キナルなんぶの食材会議においてインボイス制度についての説明会の開催のはがきが届きました。今回この食材会議のほうでインボイスの説明会を開く、この目的というのは一体どういう内容になるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。御案内しました通知は、3月14日に開催される研修会だと思いますけれども、この目的としては、食材協議会の会員さん向けのインボイス制度の周知ということで開催をしようと考えております。内容としましては、広島国税局のほうからウェブ会議でインボイス制度の概要、それから登録要件ですとか、その制度について会員さん個々が登録をする必要があるのかないのかも含めて御説明をいただく内容と考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今回、インボイス制度の問題で一番最初に私が質問してる内容は、

学校給食食材会議がインボイスが発行できなくなった場合、伯耆の国が運営しているゆうらく、2つの保育園、それ以外に西伯病院、学校給食、これらの企業が運営しているところで、インボイスがないために食材の供給が減る可能性はないか、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員御質問のほうは、食材供給連絡協議会が卸します販売先の個々の状況だということでお答えをさせていただきます。

まだ制度が始まる前ですので、事前の確認ということで、それぞれの事業所さんなり組織さんなりに現在確認を取っております。その中で明確に事業者登録されるのは、西伯病院から受託を受けていらっしゃる会社、こちらのほうは登録をされるということで伺っております。それ以外のところにつきましては、まだ明確な判断がなされていないということを聞いています。登録があるなしの状況で販売量がどうかということは、ちょっとこれからの協議にはなりますが、販売量が落ちないようにということも含めて今後御相談をしていきたいと考えております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 西伯病院に今入られてる会社は間違いなくインボイス発行の業者になられるということですが、その場合、もう一度聞きますけれども、量が減らないようにはするけれどもまだ分からないっていう、そういう感覚でしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。以前の御質問等でも議論がありましたけれども、西伯病院のほうでこの食材供給連絡協議会を使っている大きな要因の一つとして、地産地消の考え方もあって、地元の食材を積極的に取り入れていただくというような趣旨がございますので、こういった観点も含めながら、販売量が落ちないようにということで御相談をしようと思っています。最終的に、今分からないのかと言われますと、これからの協議になりますので、現時点では明確にお答えできません。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 壇上からの質問で、インボイス発行で消費税分の値引きを求められたお米の生産者の方について述べました。インボイスが発行できなくなる場合、なぜ消費税分の値引きを求められるかという問題ですけれども、例えば、Aという業者がおられて、100万円のものを販売している。その場合、消費税が10万円。110万円で販売して消費税が10万円。仕入れが80万円であった場合、消費税は8万円。Aという業者は差引き2万円だけの消費税を払えばいいわけです。今までそれでした。

ところが、この仕入先が80万円と消費税8万円の請求を出してきても、インボイスを発行できない業者である場合、この8万円分の消費税が落とせなくなる。その場合、このAという業者は、88万円で仕入れても消費税は10万円払うことになる。だから、Bという業者はこのAという業者に消費税分の8万円を値引きしてくれる。この結果、Aという業者はその分、8万円引いてもらっているので、10万円支払っても差引きは2万円分の消費税を払った計算になる。これがインボイスの一番根本にある問題です。

それを踏まえて聞くのですけれども、インボイスの説明会をするということになっておりますけれども、これはどういうことなんでしょうか。現在食材会議に野菜を納品している方々に、インボイスの説明を受けて、インボイスの発行業者になってほしいということも含まれているんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。今回の研修の一番の目的は、インボイス制度に登録いただく事業者というのは、食材供給連絡協議会の場合ですと、あくまでも個人で納入いただく個々の方の判断によるというところから、制度の周知を再度確認して、必要があれば登録が要りますよという御案内で研修をするものです。連絡協議会のほうが会員さんのほうに登録事業者になってくださいというような思いは全くございませんで、個々の状況に、ちゃんと見直していただいて、登録の必要があればよく勉強していただく必要があるということを周知徹底するための研修でございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今の質問の前に私、インボイスのことについて説明しました。今までは消費税込みの請求があると、その分落とせましたけれども、今度は、インボイスが発行されてない場合、落とせなくなります。私が例に出しました農家の方が消費税分を引いてくれて言われてます。先ほど課長のほうからも説明がありましたけれども、食材協議会のほうでインボイスが発行できない場合、消費税分負担がそれぞれの業者のほうで増えるわけです。もう一度聞きますけれども、これでも、ないだろうっていうことでよろしいんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。申し訳ございません、それでも、ないと言われるのは、何がないということなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後2時57分休憩

午後 2 時 5 7 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 注文の量が減るのではないかっていうのが一番最初からの趣旨です。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。失礼いたしました。

インボイス登録の有無で販売量に差が生じる、または値引きがということは、広く御懸念されているところですが、それは制度上仕方ないことだと思っております、インボイス制度が適用できなければ卸していただけない、買っていただけないという実態は伴うかもしれませんが、現時点ではそのような運用を考えているところです。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） その場合ですけど、先ほど陶山町長のほうからは、食材会議のほうは1,000万円以下の売上げであるので、免税業者だからインボイス発行業者にはならないというふうな説明があったと思うんですけども、この学校給食食材会議ですけども、これはどういった、仕分としたらどういった団体になるんでしょうか。つまり、ゆうらくであれば株式会社ですし、学校給食食材会議っていうのはどういう団体になるんでしょうか。その場合、インボイスの発行する団体にならなくてもいいんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。南部町食材連絡協議会は、規約に基づく販売を主目的とした任意団体だというふうに考えております。その場合、販売ということを主目的に組織をされておりますので、消費税の側から見れば、法的な根拠に基づいて事業者登録ということが考えられますけれども、先ほど申し上げましたとおり、要件にまずは該当していないというところから、組織としての登録は今、見合わせているというところでございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） もし食材会議がインボイス発行団体になる場合、団体としての登録を行う必要がある。それから、組織としての規約とか、そういったものが一通り必要になる。そういったことをクリアしなければ、現時点ではインボイスの発行する組織にはなれないというふうに考えればよろしいんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員御指摘のとおりだと思っています。登録要件に合致するようなものも十分整備できていない状況ですので、登録の必要となれば、整備事項も増えてくるものと思っています。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） その場合は、食材会議のメンバーのほうで話し合っ、それで決める必要があると、こういうふうに考えたほうがよろしいのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員御指摘のとおりだと考えております。町のほうが率先してそのようなこと、指導するというのではなくて、あくまでも、会長さんもいらっしゃいます、理事さん、役員さんもいらっしゃいます、組織のほうで考えていただいて、今後の動向を検討していただきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 10月に導入されるインボイスの問題点の1点目は、こういった組織があることと、1,000万以下の団体に関しては、払う必要はないけれども、取引相手がインボイスを必要とする団体であった場合、どうしても必要になる。その場合、売上げが少ないにもかかわらず、インボイスを発行して、その分消費税を払うことになる。売上げが変わっていないにもかかわらず、税金を払う必要が出てくるのが一番大きな問題点です。

それから、先ほど100万円で売って80万円で仕入れたらどうなるかっていう話をしましたけれども、80万円で卸している方が免税業者だった場合、さらには、この80万円で販売している業者Bの下に50万円で販売しているもう一社がいた場合、こちらは消費税を払われてます。この場合、50万円で売って消費税は5万円です。一番最初のAという業者は110万円で売って10万円の消費税払います。Bの業者は、これは払う必要がないので払いません。8万円が手元に残ります。ところが、50万円で売った業者は納税業者ですから、5万円の消費税を払います。そうすると、100万円で売りました、10万円が消費税です。Aという業者は10万円の消費税払ってます。Cという業者は、5万円消費税を払ってます。消費税が10万円しか発生しないのに、トータルで15万円支払われる、税務上の二重取りになってます。こういうことが起こる制度そのものに大きな問題があるのではないかと考えております。

続いて、水道と下水道の話ですけれども、消費税を払われることになってますけれども、事務手続はいつぐらいから始められるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。建設課が担当しております水道事業会計、それから特別会計に関しましては、既に登録申請のほうを終えております。

あと、来年度になりましたら、システム改修と併せまして、10月に間に合うように準備のほうを進めていくというふうな段取りになっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 水道会計は企業会計簿記になってると思うんですけども、消費税を払うようになると、プラスアルファで事務が発生すると思うんですが、その部分はどうなるんでしょうか。

○建設課長（岡田 光政君） 休憩をお願いします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後3時06分休憩

午後3時08分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。特別に事務が増えるとか、そういうことはありません。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今回インボイスの問題で、南部町においてどういう問題が起こるのかっていうことだけでちょっと質問してきましたけれども、あと、消費税の問題でもう一点、一番もう一つ問題になるやつが、輸出産業における消費税の扱いについてです。

物を輸出した場合、輸出した先に消費税がありません。そうなれば、今まで輸出した場合の消費税分っていうのが丸々赤字になります。その結果一体どういうことが起こるかということ、例えばトヨタ自動車ですと、売上高が1兆7,614億円、このとき推定で、輸出してるのが66.4%。その場合、消費税がトヨタ自動車の場合、返還金として戻ってきます。この金額が4,578億円……（発言する者あり）これがインボイスの2番目の問題点です。

3番目の問題点にかけましては割愛させていただきます、この際ですから。

次に、通学の問題に、質問させていただきます。

現在、小学校のほうでかかる年間の教育費の総額っていうのは、これ、どのくらいかかるか分

かりますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 1 0 分休憩

午後 3 時 1 1 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長です。令和 4 年度の教材費の集金予定額といますか、それをお知らせしたいと思います。

小学校 1 から 3 年生は町費で補助いただいておりますが、大体 1 万 1,000 円から 1 万 3,000 円です。小学校 4 年生から 6 年生にかけては、大体 1 万 1,000 円から 1 万 5,000 円くらいです、年間。それから、中学校につきましては、1 年生から 3 年生まで 1 万 8,000 円から 2 万 2,000 円というところが年間の教材費となっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 今回、通学費の問題で一般質問しましたけれども、先ほど町長のほうからは、補助に関しては、少子化対策とそれから路線維持、それから公共交通を守るためだっというふうな回答があったんですけども、そうは言っても、高校までバスと電車を使って通ってる方には補助があって、そうでない、ほとんど車で送迎されてる方には補助がない。さらには、自転車で通ってる人にも補助がないっていうのは、これ、明らかに不公平じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 高校生の通学費について御質問いただいた中での話だと思います。町長答弁にもございましたとおり、高校生の通学費については公共交通の維持ということも大きな課題として取り上げている、その中でやっておりますので、自動車で送る、それから自転車で行くことについてということに補助することということまでは考えてございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 今年度の高校通学定期券助成事業、この中で、人数としてバス定期が西伯のほうで 50 人、会見のほうで 4 人、それから、JR で根雨－岸本が 5 人、米子－後藤駅が 2 人、その他ずらっと入ってるんですけども、この人数っていうのは何%ぐらいの方なん

でしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 1 4 分休憩

午後 3 時 1 4 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。高校生的人数ですけども、正確には分かりませんのでちょっと概算で。各学年 1 0 0 人としますと、1 年から 3 年で 3 0 0 人、令和 3 年度になりますと、申請が 1 2 6 人でしたので、大体 3 0 % ぐらいが申請をしているというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 3 0 % の人が申請しているっていうことは、ほとんどの方が高校に進学してる中では、逆に言えば 7 0 % 近くの方が補助を受けていないっていうことになるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 先ほど概数だという話をしましたが、確かに、公共交通を使っておられる方には補助している、それ以外の方には補助していないということで、確かに、実態を見るときに、例えば、朝、自転車を車に積んで送っておられる方もあります。それから、自転車でヘルメットをかぶって、様々な通学の形態はございますが、議員途中で言われたように、義務教育の部分は確かに、ある程度公平性という部分も担保しておりますが、高校生については、公共交通という観点も併せて定期の補助をしているということで御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） ほかの議員も言っておりますけれども、物価上昇とかそういったことがある中で、明らかに車で通学している方はガソリン代が上がって苦しくなってるはずですよ。児童手当のほうで、中学生の支給額が 2, 5 8 0 万円というのが今年の令和 5 年度の中で出てきています。中学生は 3 年分ですので、大体これぐらいの金額があれば高校生の児童手当が出せる金額じゃないかと思いますが、これはいかがでしょうか。町長はこれに関しては全く回答ありませんでしたけれども。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。町長答弁でもさせてもらいましたが、現在国のほうで議論をされております国の制度ということでございますので、控えさせてもらいたいと考えます。

○議長（景山 浩君） 残り2分を切っております。

加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 文科省が出している令和3年度教育費用の中で、学習費総額という項目がありまして、平均値で小学校35万2,000円、中学校53万8,000円、高校1年62万9,000円、2・3年がそれぞれ45万円です。小学校、中学校になっても金額は変わりません。むしろ中学校と同じぐらいの金額が高校になってもかかっています。やはり、児童手当の延長を求めるべきではないかということをおぼろげに言っておきます。

最後に増税の問題ですけれども、町においてどのような影響があるかっていうことに対して、全く回答がありませんでしたけれども、今回私が一般質問で取り上げました3つの問題、インボイス制度、それから通学費の補助の問題、それから軍事費拡大に伴う増税の問題、これ3点とも根っこは全部同じようなところから出てます。

インボイス制度は、これはあくまでも国の制度が発端です。それから、通学費の問題を取り上げましたけれども、その根底にあるのは物価上昇の問題です。この物価上昇の問題の根底はアベノミクスの失敗が原因です。それから、軍事費、増税に伴う問題、これもやはり大本にあるのは国の政策が根底にあります。地方自治の考えから、地方自治体の中で国政に対して批判的なことを言うこと、一般質問で取り上げること、これは必要なことだと思います。

以上、一般質問……。

○議長（景山 浩君） 加藤議員、まとめて……。

○議員（2番 加藤 学君） 以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（景山 浩君） 以上で、2番、加藤学君の質問を終わります。

これをおもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（景山 浩君） 以上をおもちまして、本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって、本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた

します。

明日 8 日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 2 0 分散会
